

平成 26 年 8 月
関西広域連合議会定例会議録

平成 26 年 8 月関西広域連合議会定例会会議録 目次

平成 26 年 8 月 28 日

1	議事日程	1
2	本日の会議に付した事件	1
3	出席議員	1
4	欠席議員	2
5	欠員	2
6	事務局出席職員職氏名	2
7	説明のため出席した者の職氏名	2
8	開会宣告	2
9	開議宣告	2
10	諸般の報告	3
11	会議録署名議員の指名	3
12	会期決定の件	3
13	第 9 号議案及び第 10 号議案上程（広域連合長提案説明）	3
14	一般質問	6
	◆伊藤 保議員	
	○山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワーク再認定の見通しと今後の活性化の取組について	6
	(1)世界ジオパークネットワーク再認定の見通しについて	6
	(2)山陰海岸ジオパークの認知度向上について	7
	○危険ドラッグ対策について	7
	山陰海岸ジオパーク推進担当委員 平井 伸治	7
	広域医療担当委員 飯泉 嘉門	8
	◆北島 勝也議員	
	○災害派遣精神医療チーム「DPAT」の広域的な整備について	9
	広域医療担当委員 飯泉 嘉門	10
	○関西ワールドマスタースゲームズ 2021 について	11
	広域連合長 井戸 敏三	11
	○ものづくり中小企業の国際競争力を高めるための技術支援について	12
	広域産業振興担当委員 松井 一郎	13
	◆横倉 廉幸議員	
	○今後の広域防災の取組について	14
	広域連合長 井戸 敏三	14
	◆吉田 利幸議員	
	○人口減少社会における関西広域連合での取組について	15
	広域連合長 井戸 敏三	16
	○広域観光・文化振興における今後の取組について	17

広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	17
◆新田谷 修司議員	
○統治機構改革について	18
広域連合長 井戸 敏三	19
広域産業振興副担当委員 橋下 徹	20
広域産業振興副担当委員 竹山 修身	22
(再質問) 統治機構改革について	22
広域連合長 井戸 敏三	23
○大阪湾環状道路の実現に向けた取組について	23
(1)大阪湾環状道路構想の現状認識について	23
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	24
副広域連合長 仁坂 吉伸	25
(2)関西広域連合における今後の取組について	25
◆杉田 忠裕議員	
○関西広域連合における危険ドラッグ対策について	26
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	27
○広域観光分野における誘客策について	28
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	29
◆西村 昭三議員	
○関西エネルギープランの目標数値について	30
広域環境保全担当委員 三日月 大造	31
◆日村 豊彦議員	
○広域的な治水対策と共助の取組について	34
○展望研究の方向性について	34
○空港、港湾等、交通インフラの機能強化について	36
○地方自治に関する憲法のあり方について	37
広域連合長 井戸 敏三	37
副広域連合長 仁坂 吉伸	40
◆藤原 武光議員	
○危険ドラッグの規制に関する取組について	41
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	42
○「世界に開かれた経済拠点」を目指す取組について	43
広域連合長 井戸 敏三	44
○大規模広域災害発生時の対応について	44
(1)重病患者の対応について	44
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	45
◆石田 宗久議員	
○カワウ対策について	45
○東京オリンピック・パラリンピックに向けた関西からの文化発信について	46
○危険ドラッグ対策について	47

○訪日外国人拡大に不可欠なソフト面のインフラ整備について	48
(1)観光面でのインフラ整備	48
(2)医療通訳	48
広域環境保全担当委員 三日月 大造	49
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	50
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	51
◆井上 与一郎議員	
○広域観光振興における地域内交流・相互理解とマーケティングに基づく戦略的取組について	53
(1)地域内の相互交流・相互理解の促進	53
(2)訪日プロモーションにおけるマーケティング手法等の活用	53
広域観光・文化振興担当委員 山田 啓二	54
○鳥獣被害対策としての広域的なニホンジカ対策について	55
(1)広域的な管理の実施	55
(2)捕獲の担い手の育成、専門的知識の習得における広域的取組	56
広域環境保全担当委員 三日月 大造	56
◆家森 茂樹議員	
○ドクターヘリについて	57
広域医療担当委員 飯泉 嘉門	59
◆花田 健吉議員	
○関西全体のエネルギー政策について	60
(1)関西エネルギープランにおける再生可能エネルギー導入目標の達成について	60
(2)再生可能エネルギー推進のための具体的政策について	61
(3)中小零細企業の経営安定と競争力を保持するエネルギープランについて	61
広域産業振興担当委員 松井 一郎	62
(4)ベース電源となりえるエネルギー政策の構築について	62
広域産業振興副担当委員 橋下 徹	63
(5)原発からの撤退に向けた対応について	64
広域産業振興副担当委員 橋下 徹	64
(6)安全基準を満たした原発の再稼働について	65
広域連合長 井戸 敏三	66
(7)自然エネルギー発電の積極的導入事例について	66
副広域連合長 仁坂 吉伸	67
(8)南海トラフ地震等の津波被害に備えた発電所の強化、分散化等について	68
広域連合長 井戸 敏三	68
15 第10号議案採決	69
16 第9号議案（総務常任委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）	70
17 議員派遣の件	70
18 閉会宣告	70

○議事日程

平成 26 年 8 月 28 日

午後 1 時開会

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期決定の件
 - 第 4 第 9 号議案及び第 10 号議案（広域連合長提案説明）
 - 第 5 一般質問
 - 第 6 第 10 号議案（討論・採決）
 - 第 7 第 9 号議案（総務常任委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）
 - 第 8 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期決定の件
 - 日程第 4 第 9 号議案及び第 10 号議案（広域連合長提案説明）
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 第 10 号議案（討論・採決）
 - 日程第 7 第 9 号議案（総務常任委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）
 - 日程第 8 議員派遣の件
-

○出席議員 (35名)

18 番	日 村	豊 彦
1 番	富 田	博 明
19 番	岸 本	健
2 番	中 沢	啓 子
20 番	角 田	秀 樹
3 番	家 森	茂 樹
21 番	花 田	健 吉
4 番	吉 田	清 一
23 番	稲 田	寿 久
5 番	中 川	貴 由
24 番	伊 藤	保
6 番	村 井	弘
25 番	重 清	佳 之
7 番	石 田	宗 久
26 番	檜 本	孝
8 番	北 岡	千はる
27 番	北 島	勝 也
9 番	新田谷	修 司
28 番	隠 塚	功
10 番	上 島	一 彦
29 番	井 上	与一郎
11 番	三 宅	史 明
30 番	田 辺	信 広
12 番	横 倉	廉 幸
31 番	杉 田	忠 裕
13 番	吉 田	利 幸
32 番	木 下	吉 信
14 番	石 井	秀 武
33 番	吉 川	敏 文
15 番	合 田	博 一
34 番	西 村	昭 三
16 番	山 本	敏 信
35 番	藤 原	武 光
17 番	釜 谷	研 造
36 番	安 井	俊 彦

○欠 席 議 員 (1名)

22番 山下 直也

○欠 員 (0名)

事務局出席職員職氏名

局長 佐藤 博之 次長兼総務課長 村上 元伸
調査課長 樋本 伸夫

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長・委員（広域防災担当、資格試験・免許等担当）	井戸 敏三
副広域連合長・委員（広域職員研修担当、広域農林水産担当）	仁坂 吉伸
委員（広域観光・文化振興担当）	山田 啓二
委員（広域産業振興担当）	松井 一郎
委員（広域医療担当）	飯泉 嘉門
委員（広域環境保全担当）	三日月 大造
委員（山陰海岸ジオパーク推進担当）	平井 伸治
委員（広域防災副担当）	久元 喜造
委員（広域観光・文化振興副担当）	門川 大作
委員（広域産業振興副担当）	橋下 徹
委員（広域産業振興副担当）	竹山 修身
本部事務局長	中塚 則男
本部事務局次長	古川 美信
本部事務局次長兼総務課長	村上 元伸
広域防災局長	杉本 明文
広域観光・文化振興局長	平井 裕子
広域産業振興局長	檜岡 宗吉
広域医療局長	大田 泰介
広域環境保全局長	廣脇 正機
広域職員研修局長	市川 靖之
広域産業振興局農林水産部長	増谷 行紀
関西イノベーション推進室長	北野 義幸

午後1時02分開会

○議長（吉田清一） これより、平成26年8月関西広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、ご報告をいたします。

関西広域連合議会元議員山口信行君が去る7月2日に逝去されました。まことに哀悼痛

惜の極みであります。同君は、関西広域連合設立時から本年1月まで本議会議員を務められ、連合の土台がつけられた3年余の間、議会人として関西広域連合の発展に大きな役割を果たされました。長年の議員活動での豊富な経験を生かし、本会議や委員会において率直な語り口で熱を持って質問されるお姿が懐かしく思い起こされるところであります。

ここに、同君のご冥福を祈り、謹んで黙祷をささげたいと思います。ご起立をお願いいたします。

[黙祷]

○議長（吉田清一） 黙祷を終わります。ご着席願います。
これより日程に入ります。

日程第1

諸般の報告

○議長（吉田清一） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、出席要求理事者の報告であります。理事者側へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご覧おき願います。

次に、監査委員から監査結果報告及び例月現金出納検査の結果報告が参っており、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご覧おき願います。

日程第2

会議録署名議員の指名

○議長（吉田清一） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、私から花田健吉君及び伊藤 保君を指名いたします。

以上の両君にお差し支えのある場合には、その次の号数の議席の方をお願いいたします。

日程第3

会期決定の件

○議長（吉田清一） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田清一） ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第4

第9号議案及び第10号議案

○議長（吉田清一） 次に、日程第4、第9号議案及び第10号議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案説明を求めます。

井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 提出議案の説明に先立ちまして、去る7月2日にご逝去されました山口信行元議員の御霊に対し、謹ん

で哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

関西広域連合議会平成26年8月定例会が本日ここ兵庫県議会において開かれるに当たり、日ごろからご指導いただいている議員の皆様には敬意と感謝を申し上げますとともに、兵庫県知事としましても心より歓迎させていただきます。

まず、6月臨時会以降の主な取り組みを報告させていただきます。

8月上旬に来襲した台風12号及び11号、さらにはこの間の記録的な豪雨により、広島市を初め、全国各地で甚大な被害が発生しました。関西広域連合の区域内においても、京都府、兵庫県、徳島県を中心に死者、負傷者、建物の浸水、農業等への経済被害、道路・河川等の公共施設の損壊など甚大な被害が発生しています。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

この災害を受け、被害状況の把握と共有、災害ボランティアの受け入れ情報の取りまとめなどの支援活動を行いました。また、大規模な土砂災害が発生している広島に対しては、先遣隊を派遣して、状況調査を行いました。こうしたことを踏まえ、国に対し、これら一連の複合災害を対象とした激甚災害を想起して、災害復旧事業の早期採択や被災者生活再建支援制度の見直しなどを図るよう緊急要望を行うこととしております。一日も早く復旧・復興が進むよう広域連合としてもしっかりと対応してまいります。

国の事務権限移譲につきましては、去る7月10日、国土形成計画法に基づく、近畿圏広域地方計画の策定権限など8項目について、権限移譲の提案を行いました。今後、これらの実現に向け、国に対して提案内容の重要性や必要性をしっかりと説明してまいります。これまでの分権改革の歩みをとめることのないよう、引き続き、国の出先機関の移管を初めとする国の事務権限の移譲を求めていきます。

また、近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲に向け、広域連合としての実績を示すため、独自の計画素案策定を視野に入れた関西圏域の展望研究に取り組みます。近く、有識者による研究会を設置し、来年3月には関西の将来展望や政策コンセプトなど研究成果の中間報告を取りまとめます。

この夏の電力需要につきましては、昨年並みの猛暑を想定し、これに対応した供給力を見込むとともに、府県民や事業者の皆様に対して、昨年の夏の実績、平成22年度比約11%減以上の日常的な節電を着実に実施していただくようお願いしています。これまでのところ、気温は昨年に比べて低く推移しており、節電実績は約12%減と着実に取り組んでいた状況です。このようなことから電力需給は安定した状態で推移していますが、油断することなく、今後も引き続き日常の業務や生活の中で実施可能な節電を呼びかけてまいります。

国家戦略特区については、本年3月、医療イノベーションとまちづくり拠点として、関西圏が中山間地農業の改革拠点として、兵庫県養父市が指定されました。そして、このたび国による新たな提案募集が行われておりますことを受け、燃料電池車の普及促進のための各種規制緩和など、広域連合と関係府縣市との連名による提案を行うこととしております。今後も引き続き、提案の実現に向け、国に強く働きかけてまいります。

琵琶湖・淀川流域対策については、このたび河川工学や環境などの各分野の有識者による研究会を設置し、具体的な検討を始めました。研究会では、平成26年度中に治水・防災に関する課題整理を行い、平成27年度以降については、構成府縣市の合意の上、利水環境

等に関する検討及び統合的流域管理や流域対策のあり方に関する検討を行うこととしております。

これより第9号議案及び第10号議案について説明します。

まず、第9号議案「平成25年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定」の件です。

平成25年度の決算は、一般会計で歳入12億514万2,000円余、歳出11億9,284万5,000円余となりました。歳入歳出差引残額は、1,229万6,000円余です。なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果を説明する書類もあわせて提出しております。この決算につきましては、先に監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり、決算審査意見書の提出がありましたので、今回議会に報告するものです。

次に、第10号議案「平成26年度関西広域連合一般会計補正予算」の件です。

歳入歳出それぞれ614万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8,207万2,000円と定めるものです。このたびの補正予算は、平成25年度決算に伴うものであります。平成25年度の繰越金1,229万6,000円を充当することにより、平成26年度各構成団体の負担金を減額及び増額することとしております。

以上で、提出議案の説明といたします。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、適切なお議決をいただきますようお願いいたします。

○議長（吉田清一） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案2件に対する質疑については、一般質問とあわせて行い、討論及び採決は、一般質問終了後に行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田清一） ご異議なしと認め、さよう取り扱います。

この際、三日月委員からの発言の申し出がありますので、これを許可します。

三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 新しく広域連合委員に加えていただきました滋賀県知事の三日月大造です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただき、広域連合6月臨時会におきまして、安井議員から基準を超えるダイオキシンを含んだ廃棄物の違法搬入についてご質問をいただいたことにつきまして、その後の経過についてご報告を申し上げます。

ご質問の中で、高島市を刑事告発することについてのお尋ねをいただき、嘉田前知事から刑事告発について検討させていただくとお答えをいたしました。これを受けまして、直ちに法令を踏まえ、検討いたしましたところ、本事案は廃棄物処理法に基づく維持管理計画不適合、処理基準違反、委託基準違反に当たりますが、このいずれにつきましても地方公共団体に対する罰則規定がないことから刑事告発になじまないと判断いたしましたものであり、ご理解賜ればと存じます。

なお、維持管理計画不適合に対しましては、改善命令を行うことができることになっておりますが、現在、高島市は本県の指導に従いまして、改善すべく対応されておきまして、改善命令が必要な状況にはないというふうに考えております。

現在、高島市におきましては、6月27日に学識者及び弁護士で構成されます第三者調査委員会を設置し、是正措置及び再発防止について検討を進めているところでございます。

8月18日の第4回の委員会では、空気予熱器伝熱管の清掃と低温化など施設の改善につい

て提案がされておりました、引き続き技術面に加え、組織体制面についても対策を検討していく予定と承知をいたしております。高島市としては、まず当面、9月補正予算で酸素濃度計や空気予熱器下部への自動清掃装置の設置などを行うことといたしております、またメーカーからの技術者3名を常駐化されるということがございます。

最後になりましたけれども、ご心配をおかけいたしておりますことに深くおわびを申し上げます。県といたしましては、今後とも高島市における是正措置が適切かつ迅速に進められるよう責任を持って指導し、また市とともに大阪湾フェニックスセンター及び関係府県市に対しまして、状況を報告させていただき、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

以上です。

日程第5

一般質問

○議長（吉田清一） 次に、日程第5、一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

なお、理事者に申し上げます。答弁は簡潔、明瞭をお願いいたします。

まず、伊藤 保君に発言を許します。

伊藤保君。

○伊藤保議員 まず、8月定例会、最初の質問に当たり、このたびの平成26年8月豪雨により、大きな被害を受けられた広域連合傘下の徳島県、京都府、兵庫県の皆さん、さらには甚大な土砂災害が発生しました広島県の皆さんには、心からお見舞い申し上げます、一日も早い復興をお祈り申し上げますとともに、不幸にしてお亡くなりになりました皆さんに対しまして、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

山陰海岸ジオパークの世界ジオネットワークの再認定の見通しと今後の活性化の取り組みについてからお伺いをいたします。

関西広域連合では、東西110キロメートル、南北最大30キロメートル、京都府、兵庫県及び鳥取県の3府県に及ぶ広大なエリアの中で、地質の博物館とも言われるほど変化に富んだ地質や地形を有する山陰海岸ジオパークについては、広域観光連携のモデルとして今日まで、その活動の推進に鋭意取り組まれてきたところであります。

このたび、その山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟認定されてから4年目を迎えるに当たり、さらにそのエリアを西側に10キロメートル拡大された上で、8月3日から6日までの間、再認定に向けた現地審査を受検されたところであります。

この審査結果は、9月19日から22日にかけてカナダのストーンハンマーで開催される第6回ジオパーク世界ユネスコ会議で、審査結果が発表される予定であります。再認定の受検に当たっては、周到な準備の上、受検されたことと思いますが、実際の受検の様子や感触等を踏まえ、再認定の見通しについて平井委員にお伺いいたします。

また、受検に当たり、審査員から指摘された事項があったのか。あったとすれば、今後その対応についてもあわせてお伺いをいたします。

山陰海岸ジオパークの認知度アップについては、関西にある地質景観スポット、地質の

道として提案・PRすることで、関西広域観光の幅を広げ、外国人観光客の関西圏周遊を促進することとして取り組まれているところではありますが、国内において地質の道の認知度が余り高いとは言えない中、外国人に対するPRの効果が上がっているのかと疑問も感じております。逆にPRの幅を広げることによって、山陰海岸ジオパークなど、それぞれの地域の景観スポットの存在感が薄くなり、認知度向上をかえって阻害しているのではないかと一方では危惧するところでもあります。

関西広域連合では、これまで取り組んでこられた地質の道のPRの効果をどのように評価した上で、引き続き取り組もうとされているのか。

また、今後、一つの観光スポットとして山陰海岸ジオパークの認知度向上のため、国内外でどのような取り組みを検討されているのか、平井委員の所見をお伺いいたします。

最後に、危険ドラッグ対策についてお伺いいたします。

最近、危険ドラッグ吸引による悲惨な事件や自動車事故が全国的に相次ぎ発生し、多くの住民が巻き込まれております。関西広域連合では、危険ドラッグ対策については、構成団体が実施している買い上げ検査の検体情報及び結果情報を共有するとともに、今月には、危険ドラッグ担当者研修会の開催などの取り組みが実施されているところでもあります。

その一方で、全国で危険ドラッグの規制が条例化されているところは6府県で、関西広域連合の構成団体では、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県に条例が設けられ、独自の取り組みが展開されているという現状であります。このように各自治体での取り組みに差があると、条例のある自治体内では、購入できなくするようになっても、隣接する自治体やネットで購入できるような状況を容易に生み、条例による規制も効果が希薄になってしまうものと心配するところでもあります。悲惨な事件や事故の要因となっている危険ドラッグを社会から締め出すためには、自治体を初めとする地域がしっかりと連携し、販売、流通を初め、社会に隙間をつくらないことが重要であると思えます。住民の安心、安全にかかわる喫緊の課題として関西広域連合としても構成団体の危険ドラッグに対する規制条例の制定の促進や国が統一的に規制することへの働きかけ等が必要ではないかと考えますが、今後広域連合としてどのような取り組みを検討されていかれるのか、飯泉委員のご所見をお伺いいたします。

○議長（吉田清一） 平井委員。

○山陰海岸ジオパーク推進担当委員（平井伸治） 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

伊藤議員からは、山陰海岸ジオパークの再認定に向けた審査の状況につきまして、さらには、山陰海岸ジオパークや地質の道の認知度アップの取り組みについてお尋ねをいただきました。

山陰海岸ジオパークにつきましては、このたび国際的な審査が行われることとなり、マウリツィオ・ブルランド氏とジン・シャオチー(金小赤)氏がイタリアと中国からやってきました、つぶさに鳥取県、兵庫県、京都府の順にそのスポット、スポットを見て歩かれました。

最後に、これは決定ではありませんが、記者会見などによりまして、当座の感想を述べられたところでもあります。その中では、まず前回の審査のときの宿題については、きれいに対応ができているというコメントがございました。また、新しい拡大の地域につつまし

ては、例えば、北丹後地震のときの郷村断層のように、鳥取地震における鹿野断層がありますが、そうしたエリアなどが含まれており、理解できるものであるというようなコメントでございました。

また、住民の活動もこうした一体的な取り組みを進めていて評価できると、そういう意味で、総じて非常にポジティブな印象を持ったというのが総括的なコメントであり、大きく手応えを感じる事ができたと思います。

ただ、問題点の指摘がございました。それについては、外国人の方への対応が十分であろうかということ、それからジオパークの一体性が果たして認識され得るものであるかということでもございました。

外国人については、例えばW i - F iを整備をしていくとか、それからガイドさんなどの研修をもっともっと進めるなどの対策が考えられようかと思えますし、さらに一体性のことについては、ロゴマークを使った取り組みを従来よりも推進していくことなどが考えられると思います。

ただ、いずれの点につきましても、審査員のほうからは、より高みのある、そういうジオパークを目指すためのコメントであるということがございまして、我々としても前向きに地域を上げて取り組んでいければというふうに考えております。

関西広域連合としては、地質の道を売り出そうと、一体的な圏域の取り組みをさせていただいておりまして、これについては、グッドラックツアーズという外国人向けの冊子でのPR、あるいは海外におけるプロモーション活動の中での周知を行ってきているところであります。

こうしたことなどが成果を上げて、徐々に認知度は高まってきているのかなと思います。

確かに広域的に捉え過ぎると、一つ一つが分かりにくくなるという面があるかもしれませんが、折りしもきょう、南紀熊野のジオパークが日本ジオパークに認定をされるかもしれないという、そういうタイミングを迎えています。南紀熊野につきましては、プレート沈み込みによる付加体、それから海盆のところの堆積物であるとか、火成岩であるとか、そうしたものが非常に見どころということが言われているわけでございます。それは、山陰海岸のほうでも、豊岡市の玄武洞により名前がついた玄武岩であるとか、それから火成岩的な流紋岩、さらにはアジア大陸のときの記憶の残る花崗岩、こういうものがあつたりしますし、温泉だとか、さまざまなリフレッシュのポイントもございまして。こういうものをつなぎ合わせていくことで、ダイナミックな旅をつくることができると考えておりまして、今後とも地質の道のPRをしっかりとやっていきたいと思えます。

さらに山陰海岸ジオパークの認知度向上に向けましては、首都圏、あるいは関西エリアでのキャンペーン、さらには写真コンクール等を施行しておりますし、また、来年はアジア太平洋ジオパークネットワークによりますシンポジウム、国際会議が9月16日から20日まで、この3府県のエリアで開催をされることになっておりまして、海外にアピールする絶好のタイミングだと考えております。こうしたさまざまな機会を捉えて広域的な観光の一つのシンボルとして県域を超えた府県の境を飛び越えた、そうした観光ルートをPRをしてまいりたいと思えます。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） まず、伊藤議員からは先般の台風12号、11号の本県

の被災に対しまして、心温まるお見舞いのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。鳥取県の皆様方からは、職員、またボランティアの皆様方が徳島県に駆けつけていただきまして、重ねて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、危険ドラッグ対策につきまして、関西広域連合について、今後どのように取り組んでいくのか、ご質問をいただいております。

危険ドラッグは言うまでもなく、人の中枢神経に有害な作用を及ぼし、使用した者への健康被害に加え、交通事故などの二次的な被害が多発することから薬物による危害のない社会の実現に対する社会欲求は、日増しに大きくなっているところであります。

危険ドラッグは、店舗販売以外にもインターネットを利用した売買などによりまして、広範囲に出回っておりますことから、関西広域連合という府県域を越える体制で取り組むことが大変有効であると、このように認識をいたしているところであります。

現在、関西広域連合構成府県におきましては、議員からもご紹介がありましたように、4府県がそれぞれの地域の実情を踏まえ、条例による独自規制を行っているところではあります。規制のない地域に逃げ込ませないよう関西広域連合全体で規制をかけることができれば、その効果を飛躍的に高めることができる、このように考えるところであります。そのため、これらの条例の運用状況、個々の規制の効果などについて、情報を共有し、関西広域連合が一体となって、この圏域内から危険ドラッグを締め出すことを目指し、条例の制定や規制の強化に向けた動きを後押しをする連携を進めてきているところであります。

国におきましては、昨年2月となりますが、薬事法に規定をいたします指定薬物について類似構造を有する物質を一括指定をする、いわゆる包括指定を導入し、さらに本年の7月からは、手続を簡素化し、迅速な指定を行う緊急指定といった手法を講じ、いち早く規制の網をかける取り組みを進めているところであります。しかしながら、規制をかけると少し構造を変えた薬物が流通をし始めるといふ、いわゆるイタチごっこの状況にあり、新たな物質の出現を完全に抑え込むには至っていない状況であります。このような状況を何としても打破するため、関西広域連合がこれまで行ってまいりました独自規制による知見を踏まえ、今後国に対し、より効果的な規制の手法の構築を強く働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（吉田清一） 次に、北島勝也君に発言を許します。

北島勝也君。

○北島勝也議員 徳島県の北島勝也でございます。

まず、今月の近畿地方及び中国地方を襲いました局地的な集中豪雨、平成26年8月豪雨により、京都府、兵庫県、広島県を初め、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、このたびの台風11号、12号による本県の被害復旧に対しまして、各府県市の皆様から多くのご支援、ご協力をいただきました。この場をお借りしまして、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、我が徳島県が担当いたします広域医療分野について、お伺いいたします。

今世紀前半での発生が懸念をされる南海トラフ巨大地震を初めとする大規模災害への備えについては、国はもとより各府県並びに市町村でさまざまな取り組みが進められております。ところで、こうした大規模災害では、被災をしたことによる大きなショックや家族

や友人を突然失った辛い思いから心的外傷後ストレス障害（PTSD）や鬱病を発症するケース、また長期間の避難生活により体調を崩されるケースなどがあり、心のケアについてもしっかりと取り組んでいく必要があります。

国におきましては、東日本大震災を機に昨年4月、全国の都道府県・政令市に対し、発災後、被災地に入り、こうした精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム、通称「DPAT」の整備を求め、現在、全国で14府県で発足をしております。本県におきましても発災後、早期に現地で活動を開始するDPAT先遣隊を今月4日に発足させたところでございます。大規模災害において、十分な心のケアを行うためには、複数のチームが交代により数週間から数カ月に及ぶ長期的な対応が必要となっております。

そこでお伺いをいたします。

関西広域連合におけるDPATの広域的な整備について、今後どのように取り組まれていくのか、広域医療を担当する飯泉委員にご所見をお伺いいたしたいと思っております。ご答弁をいただいた後、引き続き質問をさせていただきます。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 北島議員のご質問にお答えさせていただきます。

DPATの広域的整備に今後どのように取り組んでいくのか、ご質問をいただいております。

災害の発生直後には、救命あるいは救助や身体的、身体面での医療ケア、こちらがどうしても優先をされますことから、心のケアに関する支援要請は現場からはなかなか出てにくく、現地の災害対策本部におきましては、状況把握、これが難しいのではないかと、このように考えられるところであります。

しかしながら、被災者の皆様方の多くは、恐怖を伴う被災体験や身近な人や財産の喪失、身体的健康面での危機など強度のストレス状況にあり、今もお話にありましたPTSDやあるいは鬱病の精神科疾患の予防上、できるだけ早期における心のケアの活動が重要でありまして、例えば広島県で20日未明に発生をした土砂災害の被災地におきましても、22日の夜から全国で初めて災害派遣精神医療チーム「DPAT」が活動をしているところであります。

先般の東日本大震災では、関西広域連合を初め、多くの都道府県・政令市がDPATの前身となる心のケアチームを派遣し、災害ストレスによって、心身の不調を来しました避難所や住宅の住民を対象に活動を展開したところであります。切迫いたします南海トラフ巨大地震につきましては、関西広域連合管内でも広範囲にわたり、甚大な被害が想定されますことから、こういった経験を生かし、関西広域連合管内での相互連携を進め、DPATによる被災者の皆様方の心のケアを行っていく必要がある、まずはこのように認識をいただいております。特に発災後、早期に被災地において活動を開始するDPAT先遣隊は、議員からもお話しのとおり、全国14府県うち関西広域連合内には、兵庫県、大阪府、徳島県、3府県に設置をされておりますが、今後より一層の充実が必要となるところであり、未設置の構成団体においてもDPAT先遣隊が設置をされますよう、関西広域連合全体の機運をより盛り上げてまいりたいと考えております。

また、議員ご提案のとおり、DPATの行う心のケア及び精神的な保健医療につきましては、支援活動が長期間に及ぶこととなりますため、災害関連死を初めとする被災後の

防ぎ得た死をなくすことを目指し、できるだけ多くのDPA T編成に取り組み、大規模災害発生時に必要とされる精神科医療が迅速かつ的確に提供できますよう、平常時からの情報提供及び連携の強化を推進し、関西広域連合全域に安全・安心の輪をぜひ広げてまいりたいと考えております。

○議長（吉田清一） 北島勝也君。

○北島勝也議員 ご答弁ありがとうございます。

次に、関西ワールドマスタースゲームズ2021についてお伺いいたします。

ちょうど1年前の8月の連合委員会において、2011年のワールドマスタースゲームズについて、関西への招致を決定したところでありますが、本年4月には、専任事務局が設置をされ、今年末には組織委員会の設立が予定をされているなど、着実に準備が進められているところであります。しかしながら、IMGAとの開催地契約書に係る交渉やスポンサー企業の募集など、まだまだ課題も多く残されております。特に、競技種目や開催地については、大会成功の鍵を握る重要な課題であり、また各府県市が最も関心を寄せるところではないでしょうか。

ところで、関西の各地域におきましては、自然や環境を生かしたさまざまなスポーツが行われており、例えば徳島県の県西部の吉野川では、欧米やオーストラリアなどで人気のあるラフティングが盛んであります。ラフティングとはご承知のとおり、数人でゴムボートを操り、激流を下るものでございますが、この吉野川は世界レベルのラフティングポイントであり、体験に訪れる人々も年々増加をし、また、世界大会で優勝経験もある女子チーム「THE RIVER FACE」がここを拠点としております。さらに、この近くには、秘境祖谷溪谷といった観光スポットがあるなど、スポーツツーリズムの要素も兼ね備えており、今後、競技プランを検討していく段階では、このような特色ある競技種目などさまざまな提案が想定されるところであります。また、開催地につきましては、多くの参加者が見込まれる種目については、希望が集中をするものと思われま

す。そこで2点お伺いしたいと思います。まず競技種目ですが、各地域の自然や環境を生かした特色ある競技を組み入れ、関西らしい大会として大いに盛り上げるためにも、各府県市の議会や市町村の意見も十分に検討した上で、競技種目を決定していくべきと考えますが、いかがでございましょうか。

次に、開催地については、一例ですが、1人の参加者が複数の競技に参加できるという点を捉えて、年齢別で会場を分けるなど、各府県市ができるだけ競技を実施できるとともに、関西全体にその効果が波及するような仕組みが必要であると考えますが、どうでしょうか。

以上、準備委員会の会長であります井戸連合長にご所見をお伺いいたします。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 私からワールドマスタースゲームズ2021について、お答えをいたします。

ワールドマスタースゲームズの競技種目と競技場所でございますが、過去の大会や国内外のマスタース関連大会等の開催実績や国内での競技人口などを参考にしながら、日本や関西らしさをPRできる競技種目も加味して、事務局で一定の試案をお示しして、現在各府県市など関係方面の意見を聞かせていただいております。この8月の初めに、事務局の

職員がジュネーブに参りまして、具体的にご相談をいたしました。その際、競技種目を先に決めて、競技会場は後からというような手順を考えていたのですが、競技種目と競技会場は、密接なご指摘のような関連もありますので、来年いっぱいぐらいかけて決めてもいいというような弾力的な事務局の回答でもございましたので、その辺を前提にしながら競技種目と開催地を一体的に決めていきたいと、このように考えております。このような競技種目の決定に際しましては、競技数などの条件もありますが、正式競技以外にもご指摘の吉野川でのラフティングなど地域の特性を生かしたオープン競技等として開催するなど幅広い観点から検討していきたいと考えています。

また、開催地の決定に際しましては、会場施設基準や選定に当たってのルールを設けまして、各府県市から手上げ方式で希望を募り、検討してまいります。競技会場地をふやすために、同一種目を複数会場で開催することは、同一種目の選手間の交流等が難しくなることや運営上の課題もあります。しかし、さまざまな地域が会場地となることによって、選手と地域との交流やスポーツツーリズムによる周辺地域への波及効果、そして大会終了後における会場地域でのそのスポーツの振興なども期待されるわけでありまして、今後関係方面ともよく打ち合わせをしながら関西全体にその効果が波及する大会となりますように、検討を加えまして、第10回目であります記念すべき大会でありますので、関西らしい大会として日本全体で盛り上げていきたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清一） 北島勝也君。

○北島勝也議員 ご答弁ありがとうございます。

最後に、広域産業振興分野について、お伺いをいたしたいと思っております。

現安倍政権が実施をするアベノミクスの効果により、景気の回復傾向も定着しているとの見方がある一方、地方都市や中小企業については、まだまだといった声もあります。今後、関西経済のさらなる活性化のためには、多種多様な産業の集積や技術開発、研究の基盤などその特徴、ポテンシャルを最大限に発揮させることが重要であります。特に関西経済を支える多くのものづくり中小企業について、技術力向上を図るとともに、その海外展開を積極的に支援する必要があると考えます。例えば、本県におきましては、本年の6月、県立工業技術センターがLED測光分野で、公設試験研究機関として、全国で初めて国際規格に適合するLED測光試験所として、試験所認定制度「JNL A」といいますが、この登録を受けたところであります。これによりまして、共通の認定制度のある世界70カ国で通用する品質保証の証明書が発行されることから、海外市場展開への一層の強化が見込まれております。

現在、広域産業振興局の関西ラボネットには、11の公設試験研究機関が登録をされておりますが、今後、ものづくり中小企業の持つ高い技術力をより効果的に活用するためにも、各公設試験研究機関が連携をして、その得意分野を生かして、サポートしていくことが国際競争力強化につながるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

各府県の公設試験研究機関が得意とするその分野の国際規格に適合する試験所認定制度の登録を受け、国家間における許認可手続を簡素化することで、輸出の促進や国際競争力の向上といったものづくり中小企業の海外展開を積極的に支援するべきと考えますが、広

域産業分野を担当する松井委員のご所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（吉田清一） 松井委員。

○広域産業振興担当委員（松井一郎） ものづくり中小企業の国際競争力を高めるための技術支援について、お答えをいたします。

広域産業振興分野では、域内の工業系公設試験研究機関の連携を促進するためのワーキンググループを設置し、議員お示しの関西ラボネットの運用のほか、域内他府県市の企業に対する割り増し料金の解消、合同研究会の開催など連携強化を通じた中小企業の技術力向上に努めているところであります。

ご質問いただいた試験所の認定制度の登録につきましては、域内各公設試験研究機関のこれまでの取り組みや域内企業のニーズ、民間試験所の認定状況等を踏まえ、ワーキンググループの場で検討をしております。

○議長（吉田清一） 北島勝也君。

○北島勝也議員 それぞれご答弁をいただきました。

最後に私なりの意見や要望をコメントさせていただきたいと思います。

この8月には、全国各地で多くの災害に見舞われました。初旬には、本県や高知県への台風の襲来、また兵庫県や京都府での集中豪雨、そして先週には広島県の集中豪雨により尊い人命も含め、未曾有の被害が発生をいたしました。南海トラフの巨大地震に加え、こうした頻繁に起こる集中豪雨でも生命や財産が脅かされる事態となっており、防災や救急医療はますますその重要性を増しております。関西広域連合は、発足以来、カウンターパートによる被災地支援やドクターヘリの広域運航など先進的な取り組みを進めてまいりました。さきの本県の台風被害でもカウンターパートである鳥取県から社会福祉協議会の方々からボランティア受け入れ支援のため、いち早く駆けつけていただくなど、民間をも巻き込んだカウンターパート方式の進化が見られたところであります。このたびの広島土砂災害現場へは、全国で初めてDPATの派遣が報道されておりましたが、ご答弁にありましたように、災害派遣精神医療チーム「DPAT」を関西広域連合全体に整備を図り、ぜひ全国のモデルとなるよう積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、順番が前後いたしますが、広域産業振興分野についてもご答弁いただきました。

各府県の公設試験研究機関がそれぞれ国際規格の試験所認定制度の登録資格を取得し、関西ものづくり中小企業の技術力と国際競争力の向上を図り、海外展開活動に積極的な支援を要望いたします。

最後にワールドマスターズゲームズについてであります。それ自体歴史も浅く、認知度が低いことなどさまざまなお意見があります。しかしながら、オール関西で取り組む以上、新しい時代にふさわしい進化したワールドマスターズゲームズを確立するという意気込みで取り組むことが必要であろうかと思っております。ぜひともIMG Aに対し、積極果敢に提案をし、すばらしい大会となるよう取り組んでいただきたいと思います。

今回の質問が私の最後の機会となると思っておりますので、一言申し述べておきたいと思っております。

関西広域連合圏域2,000万人余の府県民のうち、約4割強の人口を要する大阪府・市の不参加についてであります。東京一極集中を打破すべく大阪都構想を推進する両府市の不参加は余りにも残念で、また寂しく思います。関西の雄である大阪府・市が主体となり、

あるいは中心となり、その持てる力を発揮することによりまして、関西が一つになって、ワールドマスターズゲームズによる効果が関西全域に及ぶのではないのでしょうか。両知事・市長には、ぜひ賢明かつ早期のご英断を期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、横倉廉幸君に発言を許します。

横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 大阪府の横倉廉幸でございます。

私からは、今後の広域防災の取り組みについてお伺いをいたします。

ことしの7月から8月にかけて、大きな自然災害が相次ぎ、日本各地に深刻な被害をもたらしました。大阪関西でも、この8月に相次いだ台風12号、11号に伴う大雨洪水、また、その後の前線の停滞により、多数の家屋浸水や土砂災害が発生したことは記憶に新しいところでもあります。特に、広島県におきましては、土砂災害により多くの人命が失われ、不明者もまだ多くいる状況にあります。これら一連の災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様方には、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、関西広域連合において、関西圏域における近年の風水害の経験と教訓を踏まえて、災害の発生に備えた風水害に強い地域づくりを進めるなど、災害発生時の初動体制の確立と応援受援の円滑な実施を行う関西共通の対応方針を取りまとめた「関西防災・減災プラン風水害対策編」が平成26年6月に策定されましたが、おさらいという意味で、そのプランの位置づけ、特徴はどのようなものか、お聞きをいたしたいと思います。

また、構成団体等では、南海・東南海地震の被害想定及び地域防災計画の見直しが進んでおります。関西防災・減災プランとの整合性を図るためにも、関西広域連合として取り組むべき課題と対策の方向を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

先日の台風11号では、8月9日、三重県に大雨特別警報が発令されました。関西広域連合では、関西圏域が大雨の被害が出ている最中で、三重県に対して、どのような対応が行われたのか、お尋ねをいたします。

また、その対応結果を検証する意味で、今後の課題など明らかになったことにつきまして、連合長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 横倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

広域防災についての取り組みでございます。

「関西防災・減災プラン風水害対策編」は、府県を越えた広域的な洪水や高潮、土砂災害に対応するため、次の点を特徴として作成を行っています。

一つは、滋賀県や兵庫県の治水条例等の先進事例を紹介しながら、総合的な治水の理念のもとに風水害に強い地域づくりを進めることをうたっています。

第2に、課題と防災主体をマトリックスに整理いたしまして、国、広域連合、府県、市町村、関係団体の役割を網羅し、整理いたしております。

第3に、タイムラインの考え方に基つきまして、効果的な直前対策を整理し、一覧にし、そして、それに基づいて推進を図ることにいたしております。

第4に、平成23年の台風12号災害、平成25年の台風18号災害などの近年の風水害の経験も踏まえております。

第5に、災害対応の共通化、標準化を目指しているものであります。各府県の防災計画の見直しに当たっては、この内容を反映していただくことになっていきます。

また、今回の台風11号の際の三重県への対応についてであります。特別警報の発令により、広域連合としても災害警戒本部を設置いたしまして、三重県との情報共有を行ってまいりました。

また、近畿圏危機発生時相互応援基本協定に基づき、支援の必要性について検討を行いました。今回の三重県では、特別警報は発せられたのであります。幸い顕著な被害は確認されなかったこともあり、広域での支援の実施には至りませんでした。昨年の台風18号の際には、福井県、滋賀県、京都府に同様に特別警報が発令され、大きな被害が発生しましたので、先遣隊を派遣し、ボランティアの派遣や職員の応援派遣の調整を行いました。

関西広域連合のこの防災・減災プランでは、災害発生のレベルに応じて、対策準備室、災害警戒本部、災害対策本部を設置して対応することにしてはいますが、初動におくれをとらないようにすることが重要であります。このためにも先ほどタイムラインの考え方にに基づき、直前対策を含めて準備していると申し上げましたが、災害ごとのシナリオを用意して、そのシナリオの経過に従って、どのような対応をしていくのかを共有しておく必要があると考えておりました。そのシナリオを用意して対応できるような要綱を今年度中につくらせていただくことにいたしております。今後とも構成団体等と緊密に連携して、広域的な支援体制の確立に努めてまいります。よろしくご指導いただきたいと存じます。

○議長（吉田清一） 横倉廉幸君。

○横倉廉幸議員 我々の営みの中で、安心・安全というのが基礎・基本でございますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

最後に、今回の台風11号のように、関西圏域が、全て警報が発令されるという、そういったような状況になったわけでありまして、こういう場合も想定いたしまして、他府県域からの広域連携体制のより一層の強化を図っていくということも踏まえまして、これから取り組んでいただくように要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、吉田利幸君に発言を許します。

吉田利幸君。

○吉田利幸議員 大阪府の吉田利幸でございます。

質問に入ります前に、このたびの台風11号、12号、集中豪雨でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意をあらわしたいと思っております。そして、災害に見舞われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、初めに、人口減少社会における関西広域連合での取り組みについて、お伺いをいたします。

本年5月8日、日本創生会議人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」と題した提言がなされました。この提言書を私も読ませていただきましたが、その中で、今後も人口移動が収束しないという仮定の推計では、2040年までの間に20歳から39歳の女性人口が5割以下に減少する、いわゆる消滅可能性都市が全体の49.8%の896自治

体にも上るとのことです。この896自治体には、関西の多くの自治体も名を連ねており、非常に衝撃的な結果でありました。

また、この7月には、全国知事会が少子化非常事態宣言を出し、島村文部科学大臣や森少子化対策担当大臣に対し、要請活動を行い、さらに昨日、安倍総理大臣に対しても行われたとのことでもあります。

一方、関西広域連合では、現広域計画の中で、広域連合が目指すべき関西の将来像の基本的な考え方の中で、人口減少社会の到来に伴い、圏域内の均衡ある地域形成を阻害する地域活力の低下が顕著になるなど関西を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるとされております。

さらに、5月22日の連合委員会で、国土交通省が取りまとめた「国土のグランドデザイン」に対し、広域連合から人口減少社会に対応した地域構造の再構築に関して、集約の是非も含めた居住地集約についての考え方、総合的な施策展開、方策等、5つの意見を出すなど、広域連合としても一定の危機感を共有しているところであります。

この人口減少社会にかかわる諸問題については、全国的な共通課題であるため、国が力を入れて取り組むべきことと言えますが、地方で解決できるものがあれば、関西広域連合としてもしっかりと戦略を立てて、その時代にマッチした方策を講じていくべきと考えますが、この点について、井戸連合長の見解をお伺いをいたします。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 吉田議員の人口減少社会における関西広域連合での取り組みについて、私からお答えをしたいと思います。

日本創生会議の推計では、消滅可能性都市が全体の50%の自治体に上るなど大変衝撃的な結果が示されました。私、これも一つの非常に大胆な推計結果だと考えておりますが、このモデルは、いわゆる閉鎖社会を前提にしたモデル、つまりその地域で生まれて、その地域で育って、その地域で亡くなっていく。その大きな空間を前提にしたモデルとなっているのではないかと考えております。今はかなり移動性の高い社会になってきております。そのような意味で、その移動性とか、人々の志向は変わりつつあるというような点に活路があるのではないかと。ただ、十分にまだ方策を構築できておりませんが、そのような点は注目しておいていいのではないかと、このように思っております。

関西圏の人口の減少ですとか、人口の地域的偏在は、個性や強みを生かし、地域全体が発展する関西の実現という見地から見ましても放置できない問題であります。早急に具体的な対応を図っていかねばなりませんし、国としては東京一極集中の原因を究明して、対策をやはりきちんと行ってもらいたいと考えております。特に若い女性が東京にどんどん集中されて、合計特殊出生率が1.1では、これからの日本の将来をさらに懸念を示さざるを得ません。

このような認識のもとに、関西圏域全体の展望研究をやはりきちっとした形で行うべきではないかということがございまして、午前中の連合委員会におきましても、五百旗頭誠先生を座長に多彩な学識経験者や実践家に参加していただく関西圏域の展望研究会の設置を決定して、議論を進めていただくことにいたしました。今後、政府としては、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置して、人口減少社会や地域経済の活性化を図るための総合

戦略を取りまとめられると聞いております。私どもも関西版総合戦略の策定を目指しまして、構成団体と連携した地方主体の具体的な対応策につながる実効性のある成果を取りまとめていきたいと考えております。特に、関西は大都市から中山間、そして過疎地まで抱える、いわば日本のミニ版であります。そのような意味でも積極的な提言を関西からしていきたい、このように考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導いただきたいと思っております。

○議長（吉田清一） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 連合長から明確なというか、五百旗頭理事長を中心にして、その展望をしっかりと実効性のあるものにしていきたいと。それから地方がまさに日本の縮図と言われる関西が、一つは日本の船頭役をするべく、実効性のある研究成果をおさめたいということでご答弁をいただきました。ぜひ、連合長のリーダーシップをよろしく、全力を尽くしていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

それでは、次に広域観光・文化振興における今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

広域観光・文化振興における今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

言うまでもなく、関西は1,000年を超える歴史・伝統文化が数多く残っている地域であり、またインバウンドを進めていくため、おもてなしの心を養っていくこともこれからは重要であります。そのためには、一つに人材の育成や掘り起こしを行い、現在、取り組みの状況が点となっているものについては、これを線へ、さらに線から面へと取り組みを拡充することで関西の観光・文化振興の底上げを図っていくべきと考えます。

今年度スタートした新たな広域計画では、その将来像のうち、国内外にわたる観光・文化の交流拠点関西が示されております。その中で、世界に誇る観光資源や歴史文化遺産を生かし、さらに魅力を高めるとともに、積極的に情報を発信し、国内だけでなく、海外との地域間競争に打ち勝つ国際観光・文化圏「関西」を目指すとうたわれております。

そして、この将来像を受けて、広域計画の広域観光・文化振興の観光振興の重点方針には、新しいインバウンド市場への対応として、さまざまな旅行形態に対応した観光誘客の展開等が掲げられております。また、文化振興の重点方針には、関西文化の次世代継承と人材育成として関西の文化力を支える人材の育成への取り組みが掲げられております。

そこで、今回お尋ねしたいのは、これらの具体化に向け、どのように広域連合として取り組まれようとしているのか、広域観光・文化振興担当の山田委員にお伺いをいたします。

○議長（吉田清一） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 吉田議員にお答えいたします。

広域観光・文化振興における今後の取り組みについてでありますけれども、ご指摘のように関西というのは、長い歴史文化に彩られ、人と自然が育んできた、まさに日本を代表する地域資源を数多く存在する地であります。ただ、まだまだ国際的に見ますと、関西自身の知名度が不足する中、いかに関西の魅力を国内外の方々に発信し、関西にお越しいただき、そしていただいた方が十分満足できる環境を整えるか、これが大きな課題になっております。

その中で、インバウンド市場を見ますと、例えば、これはかなり、やはり観光客が

1,000万人を超えるという中で、多様な状態が生まれてきております。一番伸び率が高かった中国では、相変わらず、これは団体客が主流でありますけれども、一方で新しいやはり市場として、台湾や香港のリピーター市場、そしてこれから東南アジアなど、さまざまなビザ緩和の中で、自国のインバウンド市場が活性化していくというふうに考えております。

それだけに、こうした方々に対して、きめ細やかな対応を関西広域連合としても用意していく必要があると考えておまして、団体旅行者向けには、これは、例えば世界文化遺産をめぐるルートや、これも特徴でありますグルメ・ショッピングツアーのルートをしっかり提供していく。そして、個人旅行の皆様に対しては、産業やスポーツや伝統文化など、こうした関西の持っている特徴を特にインターネット等の情報基盤を通じて、積極的に発信できる基盤を整えていきたいというふうに思っております。

また同時に、これから伸びてくる市場としては、やはりムスリム、イスラム関係が非常に大きな伸びが期待できるわけでありまして、ここのところはかなり文化・習慣が違うだけに、それに合わせた形でのおもてなしが必要になってまいります。例えば、豚肉がこれはだめですから、こうした食事における不安を払拭していく方法が望まれますし、礼拝のできる場所の情報提供なども必要になってくると思っておりますので、こうしたきめ細やかな戦略の中で、新しいやはり関西の文化の拠点としての位置を確立していきたいと思っております。

関西文化の次世代継承と人材育成についてでありますけれども、広域連合といたしましては、これはどちらかというと、中長期的な課題というふうに認識をしておりますけれども、各府県もそれぞれ特色ある取り組みをされておりますので、そうした特色の中で、共通点を見出して、広域連合としてならではの人材育成を考えていきたいと思っております。既に広域連合では、この3年間にわたりまして、人形浄瑠璃をテーマにした文化の道事業を展開いたしまして、昨年12月には、「未来へつなぐ人形芝居～後継者づくりとファンづくり～」をテーマに中学生や高校生も参加いたしました「全国人形芝居サミット&フェスティバル」を開催するなど、点から線へ、そして線から面へと広げる取り組みと同時に次世代の育成に取り組んでいるところであります。今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、そしてワールドマスターズゲームズと、そうした大きな目標ができておりますので、これに向かひまして、先日立ち上げた「はなやか関西・文化戦略会議」の議論を通じながら、さらにこういう人材育成や次世代育成にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田清一） 吉田利幸君。

○吉田利幸議員 それでは、時間が参りましたので、これで終わりたいと思います。

○議長（吉田清一） 次に、新田谷修司君の発言を許します。

○新田谷修司議員 大阪府の新田谷修司でございます。

私は、1990年からこの政治の世界に足を踏み入れまして、さまざまな立場を経験しながら、ことしで25年目を迎えております。その1990年に来日したソビエト連邦の最初で最後の大統領であるゴルバチョフ氏は、当時の中山太郎外務大臣との会談の中で、こう言ったそうであります。「中山さん、日本の霞ヶ関は、我々が理想とする完璧な中央集権的社会主义管理体制ですね」、そのときは中山太郎後援会青年部の役員の立場で中山氏との会食

の中でのお話でしたので、へえ、そうなんや程度にしか感じておりませんでした、今では、全くそのとおりだと確信しています。

明治以来、日本の官僚の優秀さは世界に誇れるものであることには違いはありませんが、政治家と官僚の力関係は大きく変わってきています。政治家が官僚を意のままに使いこなす時代から政治家が官僚にコントロールされる時代となってきたのではないのでしょうか。私が考えるに、日本が世界に誇れる官僚制度も、30年ほど前から既に制度疲労が始まっており、時を同じくして、東京一極集中が加速度を増し、首都圏と関西圏との経済力も大きく差をつけられ、現在では、この中央集権的官僚制度は、これからの日本の発展、特に関西の復権に大きな弊害となっているのではないのでしょうか。

そこで、その局面を打開するために、私の提案をお聞きいただきたいと思います。

その上で、井戸連合長並びに道州制推進知事・指定都市市長連合のメンバーで橋下委員及び竹山委員に感想を聞かせていただきたいと思います。

現在の中央集権的統治体制から、地方ができることは地方が主体性を持って全てやる体制に変え、国は外交、防衛等、国こそがやるべき事務事業のみを行う。地方がすべき事務事業を広域自治行政と基礎自治行政とに分け、広域行政は都道府県制を廃止し、道州制を創設し、道州政府がこれを行う。一方、基礎自治体は、人口おおむね30万人から50万人規模の特別区と市に分割・合併する。そうすることにより、自衛隊員や警察官、消防士、教員、医師等、直接国民の福祉に貢献している公務員を除いた国と地方を合わせた公務員の数は、半減できると考えています。国会議員は3分の1以下、地方の首長や議員に至っては、5分の1以下に削減できるのではないかと。それらの効果額を財政の健全化や社会保障費に充てるべきであります。その上で持続性のある社会保障制度と国民の税負担のあり方を国民に問うべきであります。私のこの提案には多くの国民の賛同を得られるものと信じていますが、反対する勢力があるとすれば、道州や基礎自治体の財政力格差をどうするのかなど、もっともらしい反対理由を挙げながらも、本音は現在の地位、身分を失いたくない公務員、首長、議員たちの中の一部の人たちではないのでしょうか。私のこの提案、意見に対しまして、井戸連合長と橋下委員、竹山委員のご所見をお伺いします。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 新田谷議員のご質問にお答えを申し上げます。

基本的な議員の基本方向としての考え方については、私は一致しております。具体の提案については、いささか異論がないわけではないという意味でお答えをさせていただきたいと思います。

現在のやはり中央集権体制と言われているような構造は改めないといけない、制度疲労を起こしているのではないかと。だから、逆に東京一極集中が進行しつつあるということなのではないかと、こう思っています。議員ご指摘のように、地方のことは地方が決定し、実行し、責任もその地域が負う、このような分権体制を構築しないと日本の将来が心配だというのが共通の思いでございます。そのために、国と地方の権限とか、財源とか責任の所在を一致させて、補完性の原則のもとに住民に身近なサービスは、基礎自治体である市町村が、広域調整や専門的、先導的な分野のサービスは、広域自治体が担うことが望ましい。これもそのような意味で、国の権限とか財源を大幅に移管すべきだと、ここまでの総論部

分では、異論はもうほとんどないと思います。

この広域自治体としての道州制がどうかという問題になってきますと、これは私はいささか疑念なしとしません。といいますのは、当連合でも道州制のあり方研究会で、いろんな角度からの議論をしていただきましたが、特に演繹的な方法ではなくて、それぞれやるべき事務の面から道州制はどうかという帰納的検討までしていただきました。その中で幾つかの課題が指摘されています。一つは、国や府県の権限を一元的に実施するような従前型の強力で強大な道州制というのはなじむんだろかなということが一つです。それから2番目に、道州への権限が集中していくと、州都への一極集中を促す、他の地域は停滞するんじゃないかという懸念です。3番目は、民主的なガバナンスだとか、住民自治をどう確保していくんだろかなという問題です。

それから基礎的自治体であるが、市町村への補完機能というのが弱くなりはしないか、大きくなることによって弱くなりはしないか。あるいは、もしかすると、単に都道府県合併を促進するに過ぎなくなるんじゃないかななどの懸念が示されております。

私は、やはり一つの方式にこだわらずに、広域自治体なら広域自治体としてのあり方について、さらにオプションをもっと用意して議論していく必要があるのではないかと、こう思っています。基礎的自治体につきましても、基礎的自治体の規模をどうするかという点については、いろんな議論があります。特に、平成の大合併の後、合併した市町村は、まだまだ元気でいられるわけでありますが、合併された市町村は、大変人口流出や地域の衰退に悩んでおります。そのような意味で、基礎的自治体と一言で言いますが、非常に差が大きゅうございますから、どういうものを基礎的自治体にするか。30万人とご提案いただいたわけでありますが、大都市の30万人はそれほどエリアとして大きくありませんし、課題も少ないのかもしれませんが、例えば兵庫県の30万人をとろうとしますと、8,400平方キロの4分の1の地域を集約しないと30万人になりません。というようなことを考えましたときに、やはりその地域におかれている実態に応じた基礎的自治体のあり方というようなものも踏まえていく必要があるのではないかと、このように思っております。そんな問題点ばかり指摘していたら、結局何もしないことにつながるんじゃないかというご指摘もありましたが、そういう問題点も十分踏まえた上での具体の提案をしていくことが大事なのではないかというふうに思っています。

私は、実を言いますと、国との関係でいうと、府県の今の規模を前提にしようと言っているわけではありませんが、都道府県制を前提にしながら移譲を考えていく。そして、府県の規模を超えるような仕事については、現在やっております広域連合のような、広域の仕事の仕方というのを考えていくというのも一つのあり方なのではないかなと、こんなふうに思っております。ともあれ、懸命の議論や検討を進めていって、よりよき制度に変えていかなきゃいけない、その思いは最後にまた共通しているんだということを申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（吉田清一） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） これ、広域連合で統一した見解ではありませんので、委員個人の感想だというふうに言われましたので、委員個人としてお答えさせていただきます。

これだけこの変化の激しい時代においては、力の強い者とか賢い者が生き残るのではな

くて、やっぱり変化にきちんと対応できる者しか生き残れないと思っているんです。これ、1864年明治維新、江戸幕府が倒れて以来、この明治政府ができて、それ以来、この行政機構というものは基本的には変わっておりません、第二次世界大戦を挟んでも。じゃあ、明治時代から今に至って、世の中が同じような状況かといえば、全然違うわけです。にもかかわらず、行政機構が基本的には同じ仕組みで、ずっと維持、継続しているということは、これはもうどだい無理な話なわけです。中央集権体制を変えなきゃいけないというのは、地方議員も地方の首長もみんな言うんですけども、それは叫ぶだけで、中央集権体制が変わらないのは、中央集権体制の今仕組みになっているからですよ。ここを変えないことには、こんなのは変わらないわけです。僕は、今のこの時点で、都道府県、それから市町村制、一度白紙にして、一度しっかりもう一度国の行政機構をつくり直すと。いろんな国のグランドデザインとかいろんなことを地方の政治家も地方の首長も国の政治家もみんなグランドデザイン、みんなそういうのを好きですけども、本気で役所の仕組みを一から作り直してみるということに挑戦した政治家は今までないと。ただ、唯一やっているのが大阪府、大阪市だと思っています。そこを、今やっていることについての賛否はいろいろありますけれども、その役所の役割分担、それをしっかり見直して、一から行政機構をつくり直すと、まさにこれは日本全国でやらなきゃいけないんじゃないでしょうか。本来、国がやらなきゃいけない仕事に対して、地方が口を出し過ぎのところもあります。防衛だったり、エネルギー政策については、地方が口を出し過ぎのところもある。かえって地方の仕事については、国が口を出し過ぎのところもある。やっぱりきちんと整理をしなければいけないと思います。一番重要なことは、僕はこれは、政治や行政の、特に我々、政治や行政に携わっている者が発想の大転換をしないとイケないのは、現状を守るためにどうすべきかという、そういう思想ではもうだめですね。もうお金が幾らあっても足りません。今、使えるお金の範囲内で、どうこの行政機構をどのように、今のお金の範囲内でどのように組み立てるのかという発想からすれば、大変申しわけないけれども、過疎地において、今までと同じように、じゃあ、上下水道から電気からガスのインフラから交通インフラから全部をみんなが便利に感じるように整備し続けることは無理です。これははっきり政治家が言って、ただ、これはもう選挙になれば、過疎地対策、過疎地対策と言いますが、こんなことをやっていけば将来世代につけを残し続けることになるわけですから、言うべきだと思います。今、使えるお金のこの範囲ですと、申しわけないけれども、今のこの過疎地を含めて、こういう自治体維持はできません。じゃあ、どうしたらいいのか。やっぱり集約化していくと。ですから、井戸知事とちょっと僕は考え方が違うのは、30万人規模というふうに入ったときに、今あるものを前提とした30万人規模の自治体なんかつくっても意味ありません。ですから、30万人から50万人が基礎自治体として、ある意味ベスト、ベターだと言うのであれば、集約化ということも考えて、過疎地には申しわけないけれども、どうしても維持ができないところについては、これは維持できませんと言って頭を下げて、そして将来世代のために、集約化ということを目指していきましょうということで、旗を振っていくのが政治家の役割だと思っています。

ですから、全国にある1,700以上の今の自治体を僕は全部維持するということは、これはもう荒唐無稽な話であって、申しわけないけれども、どこを諦めてもらって、そのかわりどこをどのような形で集約化していったら、将来世代につけを残さない形で、今あるお金

の範囲で、どう自治体を残していくのか。まさに白紙で、一から国のその形をつくり上げていく、そういうことが今必要な時代になっていると思っています。そのためにも大阪都構想を何とかやりとげて、一つのモデルとして、こういうことを全国でやるべきなんだよということをしつかりと国民の皆さんにわかっていただけるように努力をしていきたいと思っています。

○議長（吉田清一） 竹山委員。

○広域産業振興副担当委員（竹山修身） お答えいたします。

人口減少、超高齢化社会の到来など、社会経済状態が成熟化を迎える中で、市民が安心して、それぞれの地域で暮らして、その地域が持続的に発展するためには、権限と財源を国から地方へ抜本的に移譲することが必要だというふうに思っております。すなわち市民に身近な地方自治体が地域の課題に主体的に取り組むことができる分権型社会の構築が望まれております。

議員お示しのとおり、国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれの役割を明確にすることは、私も重要だと認識しております。そして私は、もっとも住民に近い身近な基礎自治体優先の原則のもとに、広域自治体が足らずを補っていく、そういうふうな制度にすべきだというふうに思っております。そして、道州制への移行が将来の国と地方自治体のあるべき姿であると確信しているところでございます。

基礎自治体の存立基盤は議員も同じ泉州の市長、同僚でございました。それでわかっていただけたと思いますけれども、やはり地域共同体意識を一つにするということが一番大事なものであるというふうに思います。人と人、地域と地域の結びつきがあって、初めて基礎自治体というのが成り立っていくものであるというふうに私は思っております。

30万人から50万人という効率適正論につきましては、私は平成の合併のときに学者が机上で描いた空論であると思っております。そして、それは何も実証されてないんです。そういうことをしっかりと我々は頭の中に入れておくべきだというふうに思います。

また、この仮説に従いまして、特別区に分割するということは、広域自治体に基礎自治体の財源や権限を移管するという事なんです。これは分権の思想と真逆の発想なんです。昨今の首長、議員、公務員に対する厳しい批判は、私も皆さん方も一緒に承知しているところでございます。そのあり方については、徹底的に議論して、改革、見直ししていかなければならないと思っております。しかし、それらは、我が国の抱える大きな課題、社会保障制度や消滅可能性都市などの根本的な課題の解決と峻別して考えるものではなかろうかというふうに思っております。まさに冷静な議論が求められているところでございます。

まずは、基礎自治体に権限と財源を移譲し、政令市が中心となって水平連携機能を果たして、近隣の自治体同士で足らずを補い合って、地域が力をつけてこそ、関西、ひいては、この国の持続的な発展があるものと私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田清一） 新田谷修司君。

○新田谷修司議員 ありがとうございます。

80年代後半から90年代前半の日本のバブル経済絶頂時におきまして、日本国民が納税している直接税、間接税を合わせて100兆円ほどでありました。納税先は国へ60兆円、地方へ40兆円ですが、実際に使っているのは、国が40兆円、地方が60兆円であります。国は、

収入の60兆円のうち、20兆円を交付税や交付金、補助金等の名目で地方に配分しています。この税配分を税制改正して最初から地方に60兆円、国に40兆円入るようにしたらどうでしょうか。霞ヶ関で20兆円を地方に配分するための事務をしている人たちの給料は必要でなくなってしまうし、現行制度の中で、この20兆円の配分を少しでも多くしてもらおうと、地方自治体から平河町にある都道府県会館等に出向している職員の経費やビルの賃借料の無駄遣いは一挙に解消されてしまいます。このことを16年前、官僚に言ったところ、こう言われました。「国民からお預かりした大切な血税を今の地方自治体の首長や議員のレベルでは恐ろしくて任せられませんよ」と言われました。私は思わず上品な泉州弁で「我、何ぼのもんじゃ。それぐらい地方の政治家が信用でけへんのやったら、おまえが田舎へ帰って知事でも市長でもしたらどうや」とどなってしまいました。このことに対しまして、官僚から転身されております井戸連合長に感想をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 最初にご指摘されましたように、税収と支出とを一致させるべきだ。無駄な調整は要らないのではないかとこのご指摘は基本的には賛成であります。基本的には、賛成であります。税源がやはり地域的に偏在している。そして地域格差があるということについては、どうしても調整のうまい仕組みが要るのであろうと思います。今の交付税制度がいいか悪いかを言っているわけではありません。地方団体間の財源保障と財源調整の考え方は欠かせない。その中で、地方と国との仕事の配分をきちっとしていかなきゃいけないのではないかと、このように思っています。

後段ご指摘いただきました点については、私も同じように返したいと思います。きっと私は今までそんな思いで、仕事を国と地方と比較したことはありませんが、しかし時々いろんな小さなことも含めて、針小棒大に取り上げられたり、報道されたりすることがあり、それにみんながそうだというふうな誤解を生じさせていくことが実を言うとそういう信頼感を失っているということにつながりますので、心していきたい、このように思っております。私も時々失言をいたしますので、用心していきたいと、このように思っている次第でございます。

ただ、いずれにしても、地方を信頼しないで、国の信頼があるはずがありません。安倍総理も地域の振興から国の将来を考えていくんだとおっしゃっておられるのが基本ではないか、そのことを理解しない役人こそやめろと言いたいと思います。

○議長（吉田清一） 新田谷修司君。

○新田谷修司議員 少しヒートアップしてきたので、次の質問でクールダウンをしたいと思っております。

次に、大阪湾環状道路について、ご提案させていただきます。

まず、議長の許可を得て、配付させていただいておりますお手元のこの資料2というのをごらんください。

これは東海から伊勢湾、紀伊半島、紀淡海峡、四国、豊予海峡を経て、九州、沖縄へと至る太平洋新国土軸構想であります。

この構想は、現在の東海道、山陽道に集中する国土軸を補完するリダンダンシーが確保されるだけでなく、欧州の一国にも匹敵する経済規模を有する各広域ブロックが東アジア

地域にもつながる連続性を持った国土軸で結ばれ、我が国の幅広い分野で持続的発展を支えていくためにも非常に重要であります。この計画の中で、特に本広域連合に関係します紀淡海峡部分につきましては、明石海峡大橋のように道路だけではなく、大鳴門橋のように鉄軌道も併設可能にしておくべきだと考えますが、飯泉委員のご所見をお伺いします。

次に、こちらのほう、図1をごらんください。

これは今回、私が提案させていただきます三重の大阪湾環状道路であります。

まず内環状は、阪神高速湾岸線をりんくうジャンクションから海岸沿いに延伸し、紀淡海峡ルートにつなげる。これにより鳴門北インターと関空が1時間で結ばれることとなります。中央環状は、現在の中国自動車道、近畿自動車道、阪和道から紀淡海峡ルートにつなげる。外環状は、新名神高速道路や京奈和自動車道から紀淡海峡ルートにつなげる。さらに、京滋エリアと関空を直結させるために、京奈和自動車道・紀の川打田インターチェンジと関空道・上之郷ジャンクション間に連絡道路を建設する。これらの構想が実現すれば、首都圏に負けない四国を含んだ関空を中心とした強い経済圏を目指した交通インフラが確立すると考えます。

私の提案では、関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会のシンポジウムでの仁坂和歌山県知事の構想から湾岸線の延伸と京奈和道と関空道の直結を加えておりますが、このような提案について、仁坂副連合長のご所見をお伺いします。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 大阪湾環状道路計画の中で、紀淡海峡部分、ここについて鉄軌道、こちらも併設してはどうか、ご提言をいただいております。

東日本大震災、実は東北新幹線が約50日間途絶をしたところであり、我が国経済活動に大変大きな影響をもたらしたところでもあります。そうした意味では、一極一軸の国土軸、国土構造といったものがいかに脆弱であるのか、今回それを見事に露呈をしたものと考えております。

近い将来発生が予測をされる首都直下型地震、あるいは南海トラフの巨大地震に備え、東京一極集中、このリスク、これを分散をする、しなやかで、強靱な国土づくりを進めるため、多重型国土構造の構築が不可欠と考えております。その実現には、高速道路はもとよりですが、高速鉄道を含めました総合的な交通体系により、多重型の国土軸を構築することがまさに不可欠と考えているところであります。

このため、高速鉄道に当たりましては、大阪を基点に四国を経由し、九州に至る四国新幹線につきましては、山陽新幹線の代替機能、いわゆるリダンダンシーの確保、首都機能を西日本が支える二眼レフ構造の構築によりまして、国土強靱化を非常に大きくするのみならず、地震列島日本が世界に誇る新幹線技術、こちらを大地震のリスクを抱える各国へ売り込むことによりまして、成長戦略を支える大きな柱になり得るものと、その実現に向けまして、大阪府、和歌山県、そして徳島県など10府県からなります関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会の構成府県と連携をいたしまして、機運の醸成に現在しっかりと努めているところであります。

議員ご提案の紀淡海峡ルートへの高速交通インフラの整備につきましては、新幹線の通行が可能な鉄道併用橋となっております大鳴門橋と結ぶことで、大阪から関西国際空港を経て、四国に至るルートとして、国土強靱化の観点から意義のあることはもとより、人・

物・情報の交流がより活発なものになり得るものと、大きな可能性を持つ、このように認識をいたしております。今後具体的な調査や検討が進められますよう、関係府県としっかりと力を合わせ進めてまいり所存でありますので、議員もご協力方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田清一） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 関空・紀淡・四国高速交通インフラの整備につきましては、4つぐらい意義があると思っております。

第1に、議員ご指摘の第2国土軸としての国全体のリダンダンシーの確保、第2に、西日本の大動脈の代替機能を有する四国新幹線の実現、第3に、関西国際空港の機能強化につながる関空と大阪都心部を結ぶ超高速鉄道の早期整備、第4に関西大環状道路の実現に資するという4つの意義があると思えます。

私も関係各県の同盟軍でございまして、関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会の会長として熱心に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の大阪湾環状道路は、阪神高速湾岸線の延伸という違いはあるものの、三重の環状道路を紀淡海峡ルートと結ぶという点では目指すところは同じだと考えております。また、京奈和関空連絡道路は、京奈和自動車道と一体となって、関西空港とそれから京滋エリア、これは京奈和につながりますので、京滋エリアとの連携を強化して、関西都市圏の活性化を図る上でも大変有意義なものであると考えてございまして、本県においてもこの道路の実現に向け、国に働きかけているところでございます。

以上は、和歌山県知事としての私の考えと、それから活動報告でございまして。

一方、関西広域連合のインフラ担当の委員として申し上げますと、関西広域連合では、関西大都市圏の実現や地域を総合的に活用できる最低限のインフラ整備、自然災害等への備えとしてのリダンダンシーの確保を柱とする広域交通インフラの基本的な考え方、これは紙に書いたものですが、を取りまとめ、これに基づいて道路の広域インフラマップ、これを昨年3月に取りまとめました。残念ながら、まだ鉄道のほうの広域インフラマップ、本当はこれをつくりたかったんですが、まだ意見が集約されておりません。このマップの中には、関西大環状道路を形成する新名神高速道路とか、あるいは京奈和自動車道、それから紀淡連絡道路も入っておりまして、これらについては関西広域連合として一致して、国に対して働きかけを行うなど、その実現に向けて取り組んでいくこととしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、国土強靱化法が成立いたしまして、強靱な国土づくりに向けた施策を推進していく、このタイミングを逃すことなく、広域連合においても、このマップに掲載した区間の早期整備及び議員ご指摘のような点も踏まえていろいろ考えて、積極的に取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長（吉田清一） 新田谷修司君。

○新田谷修司議員 副連合長が次の質問に対する答弁もしていただきましたので、やりにくくなりましたけれども、平成20年3月に国土交通省が個別の海峡プロジェクトの調査は行わないと事実上の凍結宣言をなされている中、私の今言っているような話が夢のまた夢と思っておられるかもしれませんが、私は真剣に考えております。東日本大震災という

未曾有の災害を経験し、国土強靱化が叫ばれる中、昨年12月に国土強靱化法が成立した現在においては、改めて大規模災害に備え、基幹的交通ネットワークを多重化しておくべき観点からも今こそ喫緊に取り組むべきプロジェクトと考えております。さまざまなプロジェクトがさまざまな構成団体で推進されておりますが、きょう申し上げたいのは、関西広域連合として関西復権の要となるこの計画の優先順位を高めまして、関西広域連合の構成団体が一丸となって取り組んでいただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、杉田忠裕君に発言を許します。

杉田忠裕君。

○杉田忠裕議員 私のほうからは、関西広域連合における危険ドラッグ対策について、お伺いいたします。

先ほど質疑もございましたけれども、若干重なる点がございますけれども、ご了承ください。

危険ドラッグの使用経験者は、厚生労働省の現時点の推計で、国内で約40万人に上っております。使用者自身の健康被害のみならず、交通事故等による第三者への二次被害が数多く発生しており、平成26年の上半期には、危険ドラッグを使用したドライバーによる交通事故で、既に3人の方が亡くなり、それらの事故全てが起こった時点で違法ではない、未規制の薬物によるものでありました。住民を大きな危険にさらす、この危険ドラッグの問題については、早急に対策を講じることが求められています。

厚生労働省においては、平成25年2月から成分構造が似た化学物質をまとめて規制する包括指定を導入し、これまで成分構成をわずかに変えて摘発を逃れてきた危険ドラッグも規制の対象となりました。しかしながら、その規制すらかいくぐる商品が次々と生み出されており、まさにイタチごっこの状態が続いております。先ほどの質疑でもございましたが、取り引きの方法も実店舗からインターネット上に移ってきており、世間の目につきにくくなるなど、非常に多くの問題をはらんでおります。各府県におかれましても独自で条例を制定し、知事指定薬物として危険ドラッグの取り締まりを進めているところでありますが、今の状況を見る限り、お世辞にも大きな成果を上げているとは言えないところであります。まさに今こそ国や都道府県による新たな対策を待つのではなく、関西広域連合がリーダーシップを発揮し、積極的に対策への取り組みを進めていくべきであると私は考えます。

現時点でも、構成府県が独自に実施している危険ドラッグの買い上げ検査について、検体の情報を共有するとともに、検査結果についても迅速な情報共有がなされており、また昨年度は構成府県の検査担当者を対象にした研修会が開催され、検査体制の充実と検査方法の向上が図られたとお聞きしております。

今年度は、昨日、検査担当者に加え、自治体の行政担当者を取り締まり機関を含めて研修会が行われたと聞いております。これらの取り組みについては、継続して進めていただきたいと思いますと思いますが、今後さらなる取り組みを進めていただきたいと思いますとの観点から、私より次の2点について質問いたします。

まず危険ドラッグの規制及び取り締まりのあり方についてであります。

先ほど述べたように、国や府県は似た成分構造であれば、一括して規制薬物に指定でき

る包括指定の概念を取り入れ、規制強化を図っているものの十分な成果を上げているとは言えない状況であります。これからは、今までのような規制薬物の指定というやり方に加え、例えば、たばこ以外の煙を吸うという行為自体を制限するなど、たばこ自体も余りよくないですけれども、そういう規制、たばこ以外の煙を吸えばだめだという、そこまでの気持ちで規制していかなければなかなか完全に打破できないと、そのように思っております。

取り締まりには、販売ネットワークに関する情報の共有が不可欠であります。携帯電話やインターネットを利用した販売ネットワークは、日々巧妙化、潜在化の度合いを強めており、今後はこうした販売ネットワークに対応し、その実態を明らかにしていくことが必要になってくると思います。今後、さきに述べた課題に対応し、関西全体として、今以上に踏み込んだ取り締まりを進めていくには、可能であれば、関西広域連合として条例を制定し、この問題に取り組むなど、これまでにはない対応が必要になってくると思います。

しかしながら、事務権限の観点から関西広域連合として条例の制定が難しいといった場合には、例えば現時点で、まだ条例を制定していない府県に条例の制定を働きかけるなど、関西全体で統一的にこの問題に取り組んでいける体制を構築する必要があると思います。この点については、どのようにお考えか、お聞かせください。

次に、危険ドラッグ依存症者の更生についてであります。

危険ドラッグは覚醒剤等と同様に、中毒性が非常に強いものも少なくありません。乱用してしまった場合には、早期の対応が必須であり、また乱用者の状況に応じた対応が必要であります。しかしながら、依存症については、いまだ治療法が確立されておられません。各種団体との連携を強化し、効果的な治療プログラムの開発や、また普及を推進させ、現状で動員可能な対応法や社会資源を有効活用して中毒者の社会復帰に向けてさまざまな支援を実施していく必要があると思いますが、関西広域連合として、この問題について今後どのように取り組んでいくか、お聞かせください。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 杉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず関西広域連合全体で統一的に危険ドラッグ問題に取り組んでいくための体制を構築していくべきであるといった点についてであります。

本年6月、東京の池袋で発生をいたしました危険ドラッグに起因をいたします交通事故の発生以降、薬物による危害のない社会の実現に対する社会的な要求は、これまでになく高まってきているところであります。

危険ドラッグにつきましては、規制をかけましても次々と新たな物質が流通を始める、いわゆるイタチごっこの状況にあり、議員からも今お話がございましたように、国におきましては薬事法に規定をする指定薬物について、包括指定や緊急指定などの手法を講じまして、いち早く規制の網、これをかける取り組みを進めているところであります。

一方、関西広域連合の構成府県におきましては、4府県がそれぞれの地域の実情を踏まえた効果的な対策を講じるための条例を制定をいたしまして、知事指定薬物として、国に先んじて規制をするなど対応をしてきているところであります。

例えば徳島県におきましては、平成24年12月に条例を制定し、独自規制を始めたところではありますが、それまで3店舗あった危険ドラッグ販売店は、条例制定後となります昨年

の春には全てなくなり、その後においても新たな販売店は確認されておらず、条例の効果が目に見える形であらわれたものであります。大阪府、和歌山県、そして鳥取県におきましても条例による独自規制が行われているところでありまして、規制の効果が関西広域連合圏域全体に波及するよう条例の運用状況などについて、まず情報を共有をし、関西広域連合全体での規制の強化に向け、構成府県が一体となって、これまでよりさらに一歩踏み込んだ対応ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、危険ドラッグ依存症者の更生について、関西広域連合として、どのように対応していくのか、ご質問をいただいております。

薬物の依存症者の治療相談に当たりましては、行政の精神保健部門のほか、医療機関や民間団体など多数の関係者が麻薬や覚醒剤の取り組みを中心に据え、長年にわたりまして、その支援にかかわってきているところであり、近年急増している危険ドラッグ依存症者につきましても、関係者の協力のもと、対応が行われているところでありまして、大阪市や堺市など政令市におきましても、薬物依存に係る専門相談を行っていただいているなど、依存症者やそのご家族の支援についても関係機関と連携をした取り組みが進められているところでありまして、このような行政や民間団体、そして医療機関などによります効果的な支援のあり方、有効な取り組みなどにつきまして、関西広域連合において、情報の共有にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも薬物による危害のない社会の実現に向け、各構成団体連携のもと、しっかりと取り組みを進め、関西2,000万府民・県民の皆様方の安全・安心の確保に努めてまいり所存であります。

○議長（吉田清一） 杉田忠裕君。

○杉田忠裕議員 次に、広域観光分野における誘客策について、お尋ねいたします。

観光分野の振興は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化が進む世界経済の中で、日本が将来発展していく上でも重要な点であります。現在、円安の影響や関西国際空港におけるLCC、いわゆる格安航空会社の増便等により関西を訪れる国外の旅行者の数は増加しており、特に大阪については、平成25年度は260万人を超える外国人観光客が訪れ、過去最高を更新したところでありまして、今後もこの流れを断ち切らないためにも、国内外の旅行者の受け入れ環境を向上させることが必須ではないでしょうか。

現在、大阪観光局は、国内外の旅行者に対して、大阪府内の観光施設、公共交通機関、ホテルや飲食店などで利用できる無料Wi-Fiサービス、Osaka Free Wi-Fiを平成26年1月29日より提供しているところでありまして、7月24日の関西経済連合会との意見交換の場では、関経連や松井委員より、その取り組みを関西全体に広げていきたいとの提案があったところでありまして、今後、関西広域連合として、この提案への対応を含め、国内外の旅行者の受け入れ環境の整備について、具体的にどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、受け入れ環境の整備に加え、関西の魅力そのものを向上させていく取り組みも必要であると私は考えます。例えば、平成24年7月には、国に対して要望もされておりますが、京都府、また京都市等が中心となって検討されている「双京構想」という取り組みであります。京都は歴史的、文化的にも皇室とのかかわりが深く、東京の皇居以外に唯一現役の御所がございます。この構想では、その京都に皇室の方々にお住まいいただき、政治

経済の中心である東京に対して、歴史文化の中心としての京都を国内外にアピールしていこうというものであります。関西の魅力向上に役立つ大きな取り組みの一つではないかと思われまふ。この構想により、皇室の方々の京都移住が実現すれば、宮中の行事等を一部京都でとり行うことにつながります。そういった行事等をうまく国内外にアピールし、観光客が関西を訪れる大きなきっかけをつくることに関西経済の活性化、ひいては東京一極集中の打破へもつながっていくのではないでしようか。

また、関西広域連合が取り組んできている首都機能バックアップ構造の構築にもつながるため、関西全体が力を合わせて取り組んでいくべきであると考えます。今後、このようなことを含め、国内外の観光客の誘致には、どのような方策をとっていくおつもりなのか、お聞かせください。

○議長（吉田清一） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 杉田議員のご質問にお答えいたします。

広域観光分野における誘客、その中でも、まず最初が国内の受け入れ環境の整備で、W i - F i の提言をいただきました。

私どもはとにかく受け入れ環境、関西全体を通じて安心できる環境をつくり上げていくことが必要だということで、例えば観光案内表示におきましては、関西全体でガイドラインを策定し、そして、ことし3月には観光庁がかなり詳細なものをまた新たに出しましたので、それを受けて、より共通のガイドラインをまた改善して出したところでありまふ。

その中で、W i - F i のことでありますけれども、W i - F i の状況は、実は今はかなり都市部では多くの設置事業者が乱立しまして、事業者ごとに認証方法がばらばらであるという分立状態にございます。そして、これからそれがやはり受け入れ環境を整備していくためには、統一をしていかなければならない状況にあると思ひます。現在、S I Mカードを購入して、自分のスマートフォンで日本国内のスマートフォンと同じように通信する方法とか、いろいろな形が今出てきておりまして、先ごろ総務省と観光庁が協力をして、無料公衆L A N環境の整備促進に関する協議会を立ち上げるなど、そうしたものの動きが非常に活発化してきているところでありまふ。ですから、それだけに私ども関西広域連合といたしましても、この乱立状態を解消し、次第にW i - F i 環境を統一していく方向へと持っていかなければならないというふうにおもっておりまして、その中で、私はO s a k a f r e e W i - F i というのは、やはり関西の場合、関西国際空港や新幹線で来られる外国人の方が多いわけでありまふから、そこからシームレスにW i - F i 環境をつないでいくという点では、非常に汎用性の高いものではないかなというふうにおもっております。しかしながら、今はまだ検討が進んでいるところが随分ございますので、その検討を踏まえながら統一的な方向について、関西広域連合としても議論を深めて、その中で、しっかりとした環境づくりに歩みを進めていけたらなというふうにおもっているところでありまふ。

次に、双京構想についてでありますけれども、実は形式的に申しますと、京都が都を廃されたという、そういう公式なものにはございません。まさに江戸を称して東京と成すという証書が明治元年に出されまして、そのときに果たして京都は廃されたのかどうかについては、これは学問的には議論があるところでありまふ。その中で、多くの有力論といたしましては、帝都は二つあるんだという議論もありまして、そのために「遷都」という言葉

が公式には使われず、そういう廃止を含まない「奠都」という言葉が一般的に使われる。ですから駅伝の発祥のもとになりました東海道駅伝競走におきましては、これは東京奠都50周年記念として行われたものであります。そういう面では形式的には、まさに双京であるという、そういう議論も強いものがあります。ただ、実質的には、京都留守居官というものが廃されたあたりから、京都の都としての実質的な中身というのは薄れてしまった。でもやはりこれから皇室の弥栄を願う立場からすれば、東京だけではなく、一極集中ではなく、また京都にお住まいいただくことによって、安心・安全を確保していくべきではないか。私はやはり東日本の大震災を含めて、もう一度日本の安心・安全を考えていく上で、皇室の安心・安全をしっかりと確保していくことが日本には必要だという観点から、この双京構想について、京都市の門川市長さんを初めとして、みんなで協力して、今推し進め、関西広域連合でも考えていただいているというわけであります。

ですから、じゃあ具体的にどう進めるのかと申しますと、先ほど申しましたように中身がなくなったわけでありますから、中身を取り戻すことをやっていかなければならない。それについては、例えば皇室の行事、これは戦後途中で2回にふやされた園遊会、両方とも東京でやらなければいけないんだろうか。そして、明治において廃止された幾つかの日本の伝統的な行事、典型的なのがご節句であります。つまりひな祭りや端午の節句や七夕は本来皇室の行事でありましたけれども、明治に東京に奠都されたと同時に、これは廃止をされております。こうしたものは、日本の文化の中に深くしみ込んでいる行事であることはご存じのとおりでありますので、これを新しくもう一度皇室の行事として取り戻すことによって、日本の文化を再興させていく、その光を関西から照らし出していくことによって、まさに光を見せる観光ということにもつなげていくことができるのではないかなというふうに考えているところであります。その具体的な中身をこれから皆様とともにお示しをし、それをぜひとも関西広域連合の議会におきまして、またいろいろな面で温かくご指導いただければというふうに考えているところであります。

○議長（吉田清一） 杉田忠裕君。

○杉田忠裕議員 今のご答弁いただきました。ありがとうございます。

関西全体の観光誘致のためにも、また東京一極集中を打破するためにも、この双京構想の実現に向けて頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（吉田清一） 次に、西村昭三君に発言を許します。

西村昭三君。

○西村昭三議員 堺市議会の西村でございます。

私からは、関西エネルギープランにおける目標数値について、お尋ねいたします。

さきの3月定例会では、各府県市の太陽光発電、小水力発電、あるいはバイオマス発電の取り組みも含めて、再生可能エネルギー全般の施策推進について、質問させていただきました。

今回は、関西エネルギープランの目標数値の4分の3を占める太陽光発電を中心に質問させていただきます。

この3月に、関西広域連合が策定した関西エネルギープランにおいては、2020年度の目標数値を600万キロワットと設定しており、実際の発電量を求める上で、設備利用率が原

子力発電では80%、太陽光発電では12%となることなどを加味しますと、およそこの目標数値の達成により、原発1基分の電力が確保できる試算になる旨、前回お話しさせていただきました。

太陽光発電の導入は、急激に伸びていますが、技術の進歩による導入コストの低減はもとより、国の電力の買い取り制度、国や地方自治体の補助金制度などの導入推進施策も一定の効果を上げているものと考えられます。

お手元にお配りしている各構成府県市の補助実績でも、過去5年で、合計69億円の補助金が支出されており、事業ベースで見ますと、府県市で補助率等の差異はあるものの太陽光発電設備に約1,000億円を超える規模の事業投資がなされたものと思われます。

しかしながら、補助実績による出力累計をごらんいただいてもわかるとおり、過去5年間の構成府県市合計で約22万キロワットとなっており、現行の補助制度だけでは目標数値の達成は困難であり、大規模な民間投資を含めた民間活力が不可欠であると考えます。

そこで、この目標数値の設定に当たって、関西広域連合として具体的に、どのような施策を想定されていたのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、さきの3月定例会で、兵庫県のため池発電など先進的な取り組みをご紹介させていただきました。お手元にお配りしています資料に、昨年、埼玉県桶川市で、調整池の水上市メガソーラーが活動し、一つの成功事例となっていることがありますので、ご紹介します。

この事業では、民間事業者が約3億円の建設費を6年程度で回収できる見込みであり、市としても年間200万円程度の賃料収入を得るなど、双方に大きなメリットが発生すると聞いております。

また、先日の新聞では、南あわじ市において、太陽熱、風力、バイオマスの三つのエネルギーを組み合わせ、どんな天候でも安定した電力を供給する実験が始まりました。

このような先進事例をもっと調査・研究し、効率的な事業については、関西としてもっと活用方法を検討してはどうかと思います。

そこで、3月定例会においても当時の嘉田委員からエネルギー問題の解決のために、構成府県市の先進的な事例やノウハウ、人材育成の情報などを共有していきたいとお考えをお示しいただいたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

目標値の達成についてであります。原子力発電については、各首長の間でも脱原発、卒原発、原発依存度の低下などさまざまな考え方をもちださるうと思っておりますが、国のエネルギー基本計画でも示されているように、再生可能エネルギーの積極的な推進という方向性は皆さんと一致していると思っております。しかしながら、構成府県市においても、必ずしもエネルギーの消費が大きい都市部が、それに見合った役割を果たしているとは言えない状況であり、構成府県市が足並みをそろえて一丸となって積極的に施策を展開していく必要があると考えます。関西としても目標数値を単なる構成府県市の取り組み目標の数合わせとすることのないよう、広域連合として思い切った補助金制度の創設も含め、検討していくべきだと思っておりますが、今後の取り組みの方向について、お示しください。

以上で、質問を終わります。

○議長（吉田清一） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 西村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、関西エネルギープランの目標数値の設定に当たって、具体的にどのような施策を想定していたのかというご質問についてでございますが、関西においては、再生可能エネルギーはやはり太陽光が中心ということになり、お示しのとおり、いかにそこに民間投資を含めた民間活力を呼び込むのかということが施策の中心となるというふうに考えております。

一方で、太陽光発電といえど、都市域かどうかなど府県市によって、状況は異なっております。またどの府県市も財政状況を考えつつ、地域の状況も踏まえた、例えば中小企業支援でありますとか、地域活性化、農林水産業活性化、リサイクルの推進、あるいは防災面の強化など、それぞれさまざまな工夫を凝らしつつ、導入推進施策を講じておられるところであります。関西エネルギープランにおきましては、このような各構成府県市がそれぞれの府県市の状況に応じた施策をベースといたしまして、それらの情報を共有、活用することによって、それぞれの施策効果を高め合い、広域連合としても目標数値を達成していこうというのが基本的な考え方となっております。

また、その後の進捗状況についてでございますが、3月議会で嘉田前委員より関西広域連合では、まず先進事例を情報集約をして、発信を行うプラットホーム的な役割を果たすことが重要であり、構成府県市が全国に先駆けて実施している特徴的な事業など課題解決方策でありますとか、ノウハウ、また人材育成などの情報を共有して、それを活用する仕組みづくりに取り組む旨、お答えをしたところであります。

現在、エネルギーに関する最新情報や再生可能エネルギーに関する先進事例、各府県市の支援施策や相談窓口などの広域的な情報を取りまとめ、府県民や事業者等に対してわかりやすく発信するポータルサイトを、これは本年中をめどに開設すべく現在準備を進めているところであります。

さらに、構成府県市の再生可能エネルギー担当者による情報共有の場を設けるとともに、温暖化問題における市民とのかけ橋となる地球温暖化防止活動推進員に対して、再生可能エネルギーに関する知識などを深めるため、合同研修会、これは来年1月開催予定ということで、今準備をさせていただいているところであります。

最後に、今後の取り組みの方向性でございますが、目標達成に向けた今後の取り組みは、お示しのとおり、委員ご指摘のとおり、再生可能エネルギーの導入・促進については、全構成府県市の足並みをそろえて進めていくことが重要であることから、関西エネルギープランの中で、広域連合全体としての数値目標を定めたところであります。

ご指摘の広域連合として思い切った補助制度につきましては、各構成府県市それぞれの地域の状況が異なることもあり、難しいことであるとは考えておりますが、この目標値を達成するため、それぞれの構成府県市がそれぞれの目標達成に向かって、知恵を絞って、施策を展開するとともに、広域連合においては、広域自治体として構成府県市はもとより、他地域の先進的な取り組み事例でありますとか、支援制度に関する情報などの共有を図るとともに、国に対する導入目標設定などの提案を行うなど、近畿経済産業局や電気事業者等とも連携と役割分担を行いながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田清一） 西村昭三君。

○西村昭三議員 ご答弁をいただきましたけれども、今のご答弁で、三つ私はお聞きし

たと思うんですけども、一つは、これからのいろんな研究とか、そういうことが入っていた。その二つ目の一つは、この600万キロワットのいわゆる数字、どういう形で出てきたか。いわゆる掛け算して出てきたのか、足し算して出てきたのか、その計算式をお示しくださいと私は言ったんです。この関西広域連合の再生エネルギーの積極的な導入ということで、重点目標の中にも一番最後にこういうことを書いてあるんですね。目標数値の設定については、目標数値を有する構成府県市の値を基本とし、関西広域連合として足並みをそろえる形で算定しましたと。要は、答えは出ているんだけど、計算式はどういうことですかと聞いている。その計算式によって、じゃあ、それを年次的にどういう形にしていけば、今言う2020年の600万キロワットを達成できると。だけど、今の答弁を聞きますと、何か11人の首長さんの委員会で600万という数字がどこから出てきたのか知りませんが、それを目標にしているようにしか感じ取れない。その計算式の中から、今度は次に、それを達成するには、どれだけの時間とどれだけの資金が要る。それには補助金か、あるいは完全民間の力が要るのかと、そういうことは私は聞いているんですよ。ここにおられる委員の皆さんは、鳥取県から和歌山県、滋賀県も徳島県から来ておられるんですよ、各議員の代表として。皆さんは帰られて、ここで話したことを各委員会でもう一回各議会で議論をやっているんです。そういうことを考えたら、もうちょっとまともな答弁を私はしていただきたい。三日月委員は、今回初めてだからあれなんですけれども、これははっきり言って事務局の問題ですよ。事務局がもっと性根を入れて、やっぱり委員の答弁がなるほどと言えそうな答弁を書かせないとだめですよ。そういうことで要望に移りたいと思います。

6月、国において示された平成25年度エネルギー白書でも、原発停止に伴う燃料費の増加の影響が3.6兆円にも上ると試算されているわけです。原子力発電については、現在48基全てが停止しています。それによって、火力電力のフル活動で補っているわけなんですけれども、しかしこのまま燃料費の増加が続けば、国民生活や日本経済に深刻な影響を及ぼしかねないと思います。やっとならぬ鹿児島県の川内の現場について、この冬、再開ができそうな感じでございますけれども、東日本大震災の経験からも原発は誰しものが最善のエネルギーとは思っていないだろうし、私も同様の考え方を持っております。原発の再稼働は、安全性の確認が大前提だから、早期に原発の再稼働ができれば、燃料費の削減はもとより電力供給の安定化や再生可能エネルギーの促進につなげていくことができ、その結果、脱原発依存度の低減を加速させることができると思います。

本日の質疑を通じて、関西エネルギープランの目標数値が容易に達成できるものではないと高い目標であることは改めて認識いたしました。それゆえ、電力の大消費地である、関西の我々みずからがエネルギー問題の解決に向けて、関西エネルギープランの目標年次である2020年度を目指して、先進的な取り組みに挑戦することなど思い切った施策を打ち出し、府県市が一丸となって取り組みを進めていただきたいと思います。決めたことは必ず実行するという決意を持ってやっていただきたいと思いますことを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 西村議員、答弁を求めますか。

○西村昭三議員 いや、いいです。

○議長（吉田清一） ここで、暫時休憩いたします。

再開は、3時40分といたします。

午後3時23分休憩

午後3時40分再開

○議長（吉田清一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日村豊彦君に発言を許します。

日村豊彦君。

○日村豊彦議員 平成26年8月豪雨は、一瞬にして二つとない命と暮らしを奪い去りました。このたびの水害、土砂災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私の地元、兵庫県豊岡市出身で、治水砂防の神様と言われ、大正から昭和初期にかけて全国の治水砂防事業を指揮した赤木正雄博士がこんな言葉を残されています。「国をおさめんとすれば水を、水をおさめんとすれば、その上をおさめよ」、まさに治水砂防の重要性を明快にあらわした言葉です。兵庫県では、この理念を実現すべく、総合治水、災害に強い森づくりに取り組んできました。しかしながら、これまで経験したことのない、局地的な豪雨が頻発する中、これまで以上に取り組みを加速する必要があります。そこで以下、2点についてお伺いをいたします。

今回の丹波・福知山の洪水は、さまざまな要因があるものの、総合的な治水対策が重要であることには変わりありません。兵庫県丹波市を流れる竹田川は、京都府福知山市の土師川に合流し、由良川を経て若狭湾に流れ込んでいます。この流域は、過去にも複数回洪水が発生し、甚大な被害が生じたことから、兵庫県においても竹田川流域総合治水推進計画を本年3月に策定し、流す・ためる・備えるを基本に、各種の取り組みを実施しています。しかし、府県単位による取り組みには、限界があるのも事実であり、川下から川上にわたる広域的な観点からの治水対策が求められます。

一方、関西広域連合では、このたび琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会を設置し、府県域をまたがる淀川水系の流域治水の課題や今後の方向性を検討することとしています。

そこで、関西広域連合において、淀川水系のみならず、例えばこの丹波・福知山の竹田川、由良川水系など府県域を超えた広域的な視点による流域治水対策やハザードマップの作成支援など課題や取り組み方向などを議論すべきと考えますが、ご所見をお尋ねをいたします。

また、災害が発生した場合の速やかな復旧・復興も重要です。今回の災害では、広域連合においても被災者生活再建支援制度の見直しを緊急要望いたしますが、こういった公助による支援に加え、共助の仕組みとして兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自然災害で住宅に甚大な被害を受けた被害者の住宅再建を支援するフェニックス共済制度を実施しています。私は、この兵庫県独自の県民の助け合いの精神に基づく共助の取り組みを関西広域連合府県市にも広げていくべきと考えていますが、あわせてお尋ねをいたします。

次は、展望研究の方向性についてです。

次期近畿圏広域地方計画策定の際の国と地方の議論に活用できるよう、このたび関西圏域の今後の展望に関する研究会を発足させる、先ほどご答弁のあったとおりです。テーマの一つとして、人口減少問題が挙げられていますが、私は、人口偏在への戦略的対応が重

要であると考えています。

話を転じます。

ホモサピエンスが1815年ごろに10億人に達するまで、約20万年かかったと。現在では、その7倍の人間がいる。さらに2100年までに世界人口は少なくとも109億人に達すると予想されている。「滅亡へのカウントダウン」というノンフィクションで紹介されている事実の一例です。地球規模で既に限界を超えている人口爆発がもたらす問題点を指摘しています。

ひるがえって、我が国の人口推移を見てみると、江戸時代になって、人口はそれまでの1,200万人台から3,000万人台へと急増、江戸中期になると3,000万人台で安定したと分析されています。明治からは100年で4倍の1億2,000万人強と人口爆発し、戦後だけでも2倍近く人口はふえています。過去100年の急増が余りにも異常でした。今日、人口減少社会に転じましたが、これをむしろ冷静に受けとめて社会構造や価値観を根本的に見直す歴史的転換期とすべきです。国の専門委員会は、仮に2030年までに出生率が劇的に2.07まで急回復したとしても、人口が安定するまでに今から80年の期間を要すると報告しています。つまり数十年継続する人口減少と遠い将来の人口安定、これが施策の前提になると思います。

ところで、これまで国全体としてはふえ続けていたのに、郡部中山間地域においては、既に昭和30年台以降、人口は流出減少し、過疎化が進行してきました。いまや集落どころか自治体の存続を心配される予測もあります。一方で、都市部の人口は膨らみ続け、社会資本整備や住宅対策、行き過ぎた宅地開発、環境問題などさまざまな負荷を与え、都市政策のほとんどが人口増への対応であったと言っても過言ではないでしょう。人口の問題は、偏在にあると言えます。このままでは、今後日本全体として人口減少が進行することから、東京への一極集中と流出がとまらない地方という地域偏在の構図は、ますます厳しくなり、それだけでなく、ここ関西の域内でも同じような現象が顕著になっていくことは想像にかたくありません。これに対して、田園回帰と呼ばれるような地域や自然を大切にしたいという人の流れを確かなものにし、U・I・Jターンを促進することや地域における雇用、子育て、教育等の生活支援、1次産業の6次産業化、また交流人口や滞在人口の増加による経済活性化も極めて重要なことではあります。

しかし、こうした指摘は、これまでも課題とされてきた、いわば古くて新しい問題です。一方、最近になって、ふるさと納税が改めて人々の関心を集めたり、子供を呼び込み田舎体験をする農家・民宿事業がこの関西広域連合の域内でも軌道に乗っている例もあります。さらに、企業が耕作放棄地を再生し、農業担い手をふやす動きや産官学共同の地場産業おこしも各地で見られます。1次産業に関しては、私は、企業・大学研究機関などが集積し、食と農を産業化する、いわば日本型フードバレーを目指すべきと考えていますが、今後、人々の価値観や産業集積の形は、さまざまに変わってくるでしょう。また、1人当たりの土地や社会資本を有効活用するために、縦割りや横割りといった行政割りを超えた広い取り組みも必要です。関西全体で情報や認識を共有し、ふるさと志向の理念の上に特区や税制措置も含め、いかに具体策を打ち出すか、人々の社会変動のあり方を問い直すという、壮大なテーマへの挑戦になるかと思います。京阪神の3都市圏、それぞれの地方中心都市、自然豊かな農山漁村地域が近接する関西こそ、先導的に取り組むべきと考えます。

そこで、関西圏域の人口減少と偏在についての現状及び課題について、どのように認識をされているのか。さらに、関西圏域の展望研究において、このような課題に対して、どのようなアプローチで研究を進めようとしているのか、お伺いをいたします。

3点目は、空港、港湾と交通インフラの機能強化についてです。

広域連合が目指す関西の将来像として、アジアのハブ機能を担う新首都関西が示されています。関西が日本の成長をリードし、首都機能をバックアップする拠点としての役割を果たす上で、広域インフラの整備と利活用が不可欠です。それには、高規格幹線道路のミッシングリンクを解消することやリニア中央新幹線の全線同時開業、北陸新幹線の整備等も大きな課題ですが、私はそれらに加え、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など関西の持つポテンシャルを十分に発揮し、機能強化することが重要と考えています。

さて、世界の航空状況を見てみます。2011年ベースで最も発着回数が多かった空港は、アメリカのアトランタで92万回を超え、6位までがアメリカの空港です。続く北京、パリ、フランクフルトなど主要先進国は、軒並み40万回、50万回を超えていますが、日本では羽田空港が37万8,900回で、ようやく25位です。

ひるがえって、関西では、関西国際空港の発着数が10万回、伊丹が12万回、両空港合わせて22万回にしかすぎません。とても世界で戦える水準とは言えないでしょう。

7月に定められた関空・伊丹コンセッションの実施方針では、将来の3空港一体運用への道筋が開かれたものとなっていますが、民間事業者の空港運営を生かしながら、それぞれの空港が競合するのではなく、補完させ合って関西の経済を活性化するインフラとして活用しなければなりません。

また、関西国際空港、伊丹を核に、神戸、コウノトリ但馬、八尾、南紀白浜空港も含めて、関西6空港が活用されるべきと考えられます。神戸は都心にあり、但馬や南紀白浜は温泉地や世界的観光資源に近接し、インバウンドの需要を取り込めます。また、八尾にしても都市部に近く、2本の滑走路を有効活用できる可能性があります。さらに、広域連合として、徳島、鳥取といった地方の拠点となる空港も有しています。これまで航空需要は一定であるとして、パイの取り合いを避けることが前提となっていた面がありました。しかし、アジア全体の航空需要は間違いなく増加傾向をたどっており、それぞれの空港が後背地の特性を踏まえ、航空需要を増加させる取り組みが望まれます。各自治体にとって、関西にとって、望ましい航空対策を打ち出し、関西の各空港が持つ強みを十分生かしていくべきと考えます。

港湾です。

神戸港のコンテナ取扱量は、1980年に世界3位、1990年には5位と世界的な貿易港でしたが、その後、順位を下げ、現在は50位以下となっています。国は、神戸、大阪港の阪神港を国際コンテナ戦略港湾に指定しました。釜山港とアジア主要港湾と対峙できる西日本のハブ港としての役割を果たせるよう、各段の機能強化を図っていかねばなりません。

また、日本の相手国別の貿易額シェアを見ると、対アジアで約半数を占めるようになり、対米中心から対アジア中心へと重心がシフトしてきました。日本海周辺の対岸諸国やアジア各国が著しい経済発展をとげる中、日本海側拠点港に選定された舞鶴港及び境港の強化が求められます。

広域連合では、平成25年度、部会において、関西主要港湾の現況と今後の課題を抽出し

ています。これらを踏まえて、関西広域連合として、関西の空港や港湾といった交通インフラの機能強化や利活用、相互連携のあり方等、広域的視点からどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

最後は、地方自治に関する憲法のあり方についてです。

私は、ちょうど10年前、ここ、兵庫県議会本会議の一般質問で、地方自治に関する憲法改正について取り上げました。改めて今日、地方を見ると、分権推進決議が国会でなされてから20年を過ぎたものの、その歩みは依然として道半ばです。その一方で、平成の大合併で市町村の再編が進み、政令市や中核市等大都市のあり方や、都道府県の役割も問い直されています。さらに、広域連合も誕生し、現実にもその成果を積み上げる一方で、道州制の声もあります。国と地方の関係を見直し、地方分権型自立社会を構築するためのさまざまな動きが加速してきています。こうした分権や自治、ひいては国の統治機構のあり方について論ずるとき、肝心の憲法は、このようなダイナミックな動きに対応できるものになっているのだろうかと考えずにはられません。憲法改正について、さまざまな議論が交わされる中で、私は地方自治に関する論議が余りにも薄いのではないかと考えています。

さて、明治憲法には、地方自治に関する規定はなく、住民自治や団体自治という概念は、現行憲法で初めて登場したものです。日本国憲法の制定に当たって、マッカーサー草案によって突然与えられた新しい理念に、日本側も戸惑ったためでしょうか、地方自治に関する表現、規定に曖昧さがあると言わざるを得ません。特に、92条の総則は、地方自治の本旨に基づいてとあるだけで、具体的言及がなく、その解釈をめぐって意見が分かれ、それが分権促進の阻害要因にもなっています。地方自治の正しい理解と健全な発展の基礎として、十分に機能していなかったとの指摘もあります。自立と自己責任や補完性の原則など、その本旨を明記することが必要でしょう。

また、93条の地方議会は、議事機関とありますが、議会の権能を高める上で、これでいいのか。

94条の条例制定権についても、その解釈に幅を持たせて、自治体の主体的な政策立案を保障すべきです。ただ、その際、国政分野との調整や地方の参画のあり方をどう図っていくのか、国と地方の役割分担を明らかにすること。また、税財政制度の基本原則などについても、規定を設けることなどなど、さらにそもそも憲法にある地方公共団体とは、GHQの案に対する造語であって、一般的に定着している地方自治体とすべきではないかなど論点は幾つもあります。憲法改正を党是とする自由民主党が、平成23年12月に発表した「憲法改正草案」を見ても、これらの論点に十分答えたとは言いがたい点があります。そのような中、徳島県におかれては、「地方自治に関する憲法課題研究会」を設けられ、本年1月報告書をまとめられました。地方から憲法のあるべき姿を示された画期的な取り組みと存じます。地方分権をより一層推進し、真の地方自治を構築する観点から、分権をリードする関西広域連合において、現行憲法の地方自治規定について、どのように認識しているのか、お尋ねをいたします。

以上、広域行政及び地方自治を進める観点から、4点一括質問をさせていただきます。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 日村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、広域的な治水対策と共助の取り組みについてであります。

基本的に、広域的な観点からの治水対策として、流域が一体となった総合的な治水・治水の理念を共有して、構成団体や連携県が連携して、関西圏域全体で風水害に強い地域づくりを進めていかなければなりません。そのような意味からすると、琵琶湖の総合開発計画に基づいて、琵琶湖の水源地涵養のための森林造成事業を推進してまいりました。これは、そのような広域的な対応の典型であったんだろうと思います。ただ、残念なことに、木材価格の低迷等によりまして、今回、近年というより数年前にそのような仕組みが解消されまして、さらに、今後新たな仕組みづくりが求められているという観点もございまして、琵琶湖・淀川水系についての流域対策に係る研究会を開催した。これも狙いの一つだと私は考えております。

ご指摘いただきました、その他の流域、例えば由良川流域でございましてけれども、私は、広域連合による、あるいは広域連合は調整役として機能することは必要かと思いますが、由良川のような場合には、京都や兵庫の両県で調整していくほうが、より現実的なのではないかなと、こんなふうに考えております。あす、8月29日に由良川災害対策につきまして、京都で国と府と市町村の合同会議が開催される予定になっておりますが、私ども兵庫と丹波市もぜひ参加させていただくようお願いをしているところでございます。今後の対応につきましては、竹田川のみならず、由良川全体の流域対策の一環に位置づけていただけるような相談をさせていただければなと、こう考えているものでございます。

また、ご提案いただきました、兵庫県のフェニックス共済制度を全国に広げていきたいと考えておりますが、現実に我々もそのような働きかけを各府県にしてまいりました。なかなか理解を得るところは、例えば首都圏直下型地震が予定されているところ、東海地震が予定されているところ、東南海地震が予定されているようなところは乗ってきていただくわけでありまして、余り地震の発生の可能性がないところは、関心を持たれないで推移しているという状況でございます。

関西圏域で、まず取り組んだらどうかと。これは前にもご質問をいただきました。関西圏域では、南海トラフ巨大地震や上町断層帯直下型地震等の大規模地震が想定されておりますだけに、制度が関西圏域だけで成立するかどうかという非常に基本的な課題がございます。

一昨年に私ども研究会が行った再検討でも、全国的な制度化を基本とすべきではないかというのが結論でございました。引き続き、全国制度として実現されるように全国知事会等を通じて相談をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、生活再建支援法が300万円まで全壊で再建された場合には出ることになりましたが、その金額をさらに上げることが今後できるかどうかということを考えましたときに、一種の共助の仕組みであります、この住宅再建共済制度の仕組みを全国的な形で導入していただくということは、大変これからの災害の多さということを考えましたとき、有効な手だてになるのではないかと、こんな思いも持っておりますので、さらに理解を深めるように努力をいたしたいと考えております。

続きまして、人口減少をにらんだ上での展望研究の方向性についてのお尋ねがございました。

人口減少、特に人口の偏在、人口の減少と人口の偏在とがある。同時に進行していると

というのが大都市への人口集中と地方の人口流出、この構造が定着しているわけでありまして、これが今後ともそのまま続くということはゆゆしき課題を持っているのではないかと、このように認識しております。

ただ、大きく見ますと、そのような大きな流れなんでありますが、つまり人口減少化において、大都市への人口の流入と地方部での人口流出という大きな流れなのでありますが、細かく見ますと、例えばニュータウンを抱え、将来的には高齢者が激増するという都市、あるいはIT企業の進出などを契機に若者が移住し、人口がバランスしつつあるまち、田舎暮らしを志向する人たちの移住が進む集落など、多様な構図が想定されております。したがって、多自然地域ニュータウン、あるいは大都市といったカテゴリーごとに年少人口、生産年齢人口、高齢人口がどういう推移をしていくかなど、人口偏在の実態を把握して、地域ごとの特性に応じて、具体的な対応が図られなければならないと、このように認識しております。

関西圏も全く同様でございます。大都市への人口集中が進む一方、大都市以外の地域での流出が拍車をかけているという実態でございます。兵庫県もここ数年、県人口が毎年1万人ほど減少を続けております。この原因を少し検討いたしましたところ、これは関東圏への流出人口はほぼ横ばいなのでありますが、現在、大阪府域で大変活発な都市再開発が行われておりまして、その結果、大阪府域への人口流出がふえている。それが主要因になりまして、兵庫県の人口は毎年1万人減っているというような状況が続いています。これはやはり大きな流れの中で、やはり大都市への一極集中が関西でも進みつつあるという現象を示しているのではないかと考えております。

では、どうするのか。これは大変、先ほど言いましたように、各地域の個性に応じた対応が必要ではないかと考えます。今回、兵庫震災記念21世紀研究機構の五百旗頭先生を座長に地域づくりからインフラに至るまでの学識経験者や実践家など多彩な参加をいただいて、関西圏域の展望研究会を設置して検討を進めていただくことにいたしました。研究におきましては、先ほど申しましたような人口状態分析に加えまして、住んでいる人の目線で研究を進める先進事例調査や住民等に対するヒアリング調査といった手法からアプローチしながら、女性や高齢者の活躍も視野に入れ、都市と農村が近接し、都市と自然の魅力を同時に享受できるといった関西の特性や世界的な歴史・文化遺産などの多彩な個性や資源を生かし、各地域が活性化に取り組む仕組みのあり方などを明確にしていければと考えております。

私は、今までやはり効率性とか経済性を重視するプランニングや政策が中心になってきたのではないかと、このように考えておりまして、効率性や経済性も重要でありますけれども、東日本大震災以降の若者の田園回帰の高まり、あるいはふるさと志向、これはお触れいただきましたが、そのような考え方や行動を確かなものとし、あわせて自然との触れ合いや心の豊かさを実感できる生活を目指そうとする人々の願い、これを関西において実現できるような、そういう提言ができる研究をぜひ進めていただきたい、このように願っているものでございます。

我々も自治体として、関西広域連合も、先ほどもご答弁しましたように、日本の全てを持っている、日本の縮図でもございますので、そのような意味で関西からモデルを発信していきたい、このように願っているものでございます。ご指導よろしくお願ひしたいと思

います。

一括答弁でございますので、飛びますけれども、地方自治に関する憲法のあり方についてもお答えをさせていただきます。

現行憲法に地方自治の規定が設けられまして、地方自治の本旨が明示されることで、憲法上、地方自治が保障されたことは我が国の民主主義の発展にとって画期的であったと評価できると思いますが、戦後復興、成長期におきまして、中央集権的な政治行政において、この地方自治の本旨が十分に実現されたかどうか、これについては、評価が二分するのではないかと、このように思います。

憲法改正が国会等で活発な議論が行われていた平成17年度に、全国知事会におきまして、憲法問題特別委員会を設置して、関西広域連合委員では、私のほか、山田委員、飯泉委員も参加して、地方自治に関する憲法見直しの基本的な考え方を検討・整理させていただきました。

そこで、地方分権の確立に向けて、第1には、具体的な権利としての住民自治、団体自治を明記する。第2に、社会経済環境の変化を踏まえた国と地方自治体の役割分担を明確にする。第3に、地方自治体の条例制定権の範囲を拡大し、地方にかかわる法令は基本的な事項にとどめ、詳細は条例に委ねる。第4に、地方自治体の財政自主権を保障する。これらの内容を憲法に明記すべきではないかといった提言を行いました。

地方自治の本旨の具体化を目指す、地方分権一括法の施行以来、地方分権改革の取り組みが進められ、このたびの第4次一括法の成立により、一つの区切りを迎えたとされているわけですが、国から地方への事務権限の移譲は、国の出先機関の事務の一部にとどまり、国の抵抗が大きく、地方分権改革は、まだ道半ばだと認識しております。

そのような意味では、地方自治のさらなる充実を果たすために、改めて憲法に地方自治の尊重とその具体的保障手段を明記することが必要である、このように考えます。この考えをベースにして、関西広域連合といたしましても、地方分権を進めるために、このような憲法に地方自治を具体的に保障する手段を明記すべきだと考えて、我々としても取り組んでまいりたいと考えています。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（吉田清一） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修担当、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 空港・港湾と交通インフラの機能強化についてお答え申し上げます。

関西広域連合では、昨年3月、広域交通インフラの基本的な考え方を取りまとめ、関西大都市圏の実現、地域を総合的に活用できる最低限のインフラ整備、自然災害等への備えとしてのリダンダンシーの確保を共通認識として取り組んでおります。

その中で、空港・港湾の連携が大事だという議員のご指摘については、私も全く賛成でございます。議員ご指摘のとおり、空港や港湾などの広域インフラについては、関西の持つポテンシャルを最大限に発揮するために機能強化を図ることが必要であり、そのために空港では、特に役割分担と連携、港湾では、連携と協力したプロモーションが必要であるというふうに思います。ただし、それぞれの立場とか、あるいは利害、これがなかなかまだまだあるということも事実でございます。広域連合といたしましては、関西主要港湾の機能強化に向けた広域的な連携について、調査・研究を行うというところから始めよう

と考えております。

今後とも、広域連合としては、関西を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、アジアの国際物流圏、次世代産業圏を担う広域関西の実現のため、基本的な考え方に沿った広域インフラの整備・活用について、みんなで議論し、その実現に向けて取り組んでいく所存でございます。

○議長（吉田清一） 日村豊彦議員。

○日村豊彦議員 ありがとうございます。

人口問題は、大変難しい課題でありますけれども、これまで少子化問題に特化されてきた嫌いがあると思います。少子化対策はとても大切なことだと思いますけれども、お話にありましたように、多角的に取り組んでいただきたいと思います。

人口減少するということは、もうここ数十年避けられないとしても、逆にそれは1人当たりの土地とか社会資本がふえるという見方もできる。これを有効活用するというのは、国土全体で散らばって有効活用しましょう、あるいは関西全体で有効活用しましょうという考え方も当然あるわけですから、集約化して、後はどないでもいいということには私ならんのではないかと、そういう意味でいい研究成果を出されることを期待したいと思います。

それから時間の関係で質問できなかつたんですけれども、広域連合が設立された目的の一つが国の出先機関の丸ごと移管でありました。この平成26年度は、本来ならそのスタートを切る、この4月は連合長が広域連合移管の看板をかけようという、平成26年度スタートにしようという、そういう思いであったのでありますけれども、法案閣議決定後の動きが遅々として進まない。そんな中で、広域連合としては、実質的な成果を一つ一つ積み上げていかなきゃならんと思うんですが、そこで内閣府の地方分権改革に関する提案募集、来年度以降も継続されるということになりました。ことし出されたけれども、私、あれではちょっと物足りないなという感じをすごく持っているんです。あの中で、権限移譲というのをより具体的に求めていくと、そういったことやら広域行政の取り組みを通じて、存在意義を示していくことが重要であろうかと思っております。今後とものご発展を期待して、終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、藤原武光君に発言を許します。

藤原武光君。

○藤原武光議員 一問一答ということで、危険ドラッグの規制に関する取り組みについてお伺いいたします。

既にお二人の方から質問があり、飯泉知事からもご答弁ございました。これを踏まえての質問にしたいと思います。

すなわち、答弁がありましたように、関西広域だけではなくして、日本全国だと思えますけれども、この危険ドラッグについては、非常事態宣言を出して、関西圏における2,000万人、ひいては1億2,000万人の国民の安全と安心を守ると、こういう決意が関西広域連合として一つ目には必要ではないかと、こういうふうに思います。

そして二つ目には、既に答弁もありましたように、関西広域連合の加盟団体は、最低でも条例化を行うと。既に兵庫県も表明をされ、今後課題として残るのは、京都府、あるいは滋賀県、そして奈良県ということになろうかというふうに思います。めどをどこに立て

て関西広域連合としてしっかりと情報の共有と条例化を目指すのかと、これについてお答えをいただきたいと思います。

あわせて、和歌山県の条例がかなり効果があるということで、既に新聞報道もありました。そのとおりだなあというふうに思いまして、それぞれの今制定されております、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、比較いたしますと、知事の監視製品というのが和歌山県のみ、これが効果を発揮していると。販売業者への規制、購入者への規制、ここがしっかりしているということで、評価されているのだと思います。それぞれの条例のよきところをしっかりと踏まえて、条例制定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、静岡県の例もよく出されます。これは、いわゆる住宅に関する、マンションでも広くやられておりますので、その排除の宅建業界との協定を結んでいるということで、静岡県宅地建物取引業界との協定で、マンションの部屋などが、もし販売店であれば、不動産賃貸契約書の中に契約解除ができる要綱を設けると、こういうふうにもされております。さまざまなことをしっかりと関西広域連合の参加の各都道府県が条例化に向けて、あるいは規制に向けて、協定に向けて取り組む決意をお伺いしたいと思います。

一方、国の規制法も当然必要だというふうに、よく言われております。特に、中国の大衆紙というふうに、テレビのニュースでもありましたけれども、輸入、製造元というふうにされておりますが、お聞きしますと、麻薬犬は、麻薬の匂いは嗅げますけれども、残念ながら、このドラッグについては、麻薬犬は匂いを嗅げないと、こういう限界があるというふうに言われています。すなわち、水際で阻止することはなかなか難しい、こういうふうに言われておりますけれども、ここも研究をいただくことと、国に対してそういう法の成立に向けた関西広域連合としての取り組みを求めたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 藤原議員のほうから危険ドラッグのいろいろな規制、あるいは今後の関西広域連合の取り組みについてご提言いただいております。

まず、今回の点については、非常事態宣言をすべきじゃないか。おっしゃるとおりだと思います。こうした点に対しては、国に対し、今後政策提言を行うに当たって、そうした観点から臨んでいく。もとより関西広域連合のこのエリア内では、こうした非常事態宣言、そうした形をどういう形で出していけるのか、構成団体の皆さんともしっかりと相談をしてみたいと思います。

それから、今後は全域における条例化のめどのお話がありました。最初は4府県、これは、しかし全国でも6都府県しかない中で、3分の2が実は関西広域連合の中にあるということで、我々としては先進地域と考えているところでありますが、今ご紹介がありましたように、それ以外のところにつきましても条例化の動きが進んできているところでありますので、できるだけ早くそうした全域で条例化ができる、そうしたものを一致協力して進めていければと思います。その意味では、それぞれの条例に当たるいろいろなメリット、こうした点についてもしっかりと情報共有をこれからも重ねてまいりたいと考えております。

それから和歌山県の例を出していただきました。確かに仁坂知事さんがこの条例、関西広域連合の中で、こうした条例を出すと言われたときに、その一番のポイントとして、知

事指定の点であるとか、所持の点についてであるとか、特に国において厳格な運用がなされてきたがゆえにスピード感に欠けると、こうした点について、和歌山県が大変先進的な事例を出されたということもありまして、徳島においてもそうした点を大変参考にさせていただいたものでありまして、こうした点について、それぞれのメリット、あるいはすぐれた点については、お互いで情報共有を日々させていただいているところであります。

また、他のエリアの条例も参考にしてはどうか、条例と申しますか、事例を参考にということで、静岡の例が出されました。宅建業界との間で結んで、マンションにそうした販売店を持つ場合に対して、しっかりと対応していくべきではないか。我々としても、我々以外に条例化をしている東京都であるとか、あるいは愛知県、こうしたところについても十分参考にします。例えば、徳島の条例につきましては、国の薬事法の対応以外でも東京都の条例で、仮に指定をした場合には、それが自動指定になると、こうした点も取り込んでいるところであります。また、条例がなくても、この静岡のような事例といったものについても、今後研究を重ねてまいりたいと考えております。

そして、最後に、国に対して水際での対応、これを求めたらどうか。おっしゃるとおりだと思います。必ずしもこの危険ドラッグというのは、国内で生産をされているものばかりではないわけでありまして、本来はやはり海外から入ってくるものが非常に多いのではないかと、このように思うところであります。そうした意味で、国に対する政策提言といった中でも、今、麻薬はなかなかそういう対応ができないというお話もいただいたところでありますが、そうした点も踏まえる中で、水際作戦、これはやはり我々、都道府県、関西広域連合などで行うものではなくて、やはり国がしっかりと行っていただくものであると、このように考える観点から、国に対する政策提言の中にもしっかりと盛り込んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（吉田清一） 藤原武光君。

○藤原武光議員 今の答弁でいいかと思っておりますので、しっかりやっていただきたいと思っております。

例えば、非常事態宣言を、これコマーシャルを打つこともある意味では効果があると思うんですね。テレビで、ちょっとしんどいかもわかりませんが、一時期ちょっと流してみると、これも一つの方法ではないかと思っておりますし、それから、これ分析の厚労省の研究班によりますと、20代と30代の方が80%を占めておられると、すなわち若い人がこういう被害に遭っているということも言われておりまして、そういう意味では、それぞれの学校での教育と啓発、これもトータルでどうやるかというのが、この問題でもあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいということで、これは要望と意見にしておきたいと思っております。

二つ目です。世界に開かれた経済拠点を目指す取り組みについて。

平成26年度から3カ年の関西広域連合広域計画によりますと、広域連合が目指すべき将来像として、アジアのハブ機能を担う新首都関西、個性や強みを生かした地域全体が発展する関西と設定されています。その実現に向けた政策の一つとして、世界に開かれた経済拠点を有する関西が掲げられております。西日本の経済拠点となるためには、関西全体での協力体制が必要として、各構成府県市間の海外事務所と海外ビジネスサポートデスクの相互利活用が挙げられ、共同利用の方針が示されています。しかし、経済活性化を目指し

て、各都市は、海外企業誘致や海外進出支援、または地方政府によるインフラ国際貢献など、都市間競争を意識した取り組みが行われており、そのような状況の中で、相互利活用が実際のところ、どのぐらい活用事例がされているのか。また、活用を通じて、それが海外のプロモーションへ、どれぐらい寄与しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 海外事務所なり、海外ビジネスサポートデスクの共同利用等についてご報告いたしますと、平成25年度から府県の枠を超えて利用できるようにいたしました。主な活用事例といたしましては、兵庫県のパリ事務所におきまして、ワールドマスターズゲームズ招致検討のための使節団の支援を行ったこと、あるいは神戸市の展示館出展事業の支援を行ったこと、ワシントン事務所では、大阪、神戸、京都の3商工会議所が参加した関西セミナーの開催などの準備を進めさせていただきました。これらの実績がございます。

また、大阪府の海外ビジネスサポートデスクでは、平成25年度にマーケット情報の収集や国際ビジネス相談など90件の利用実績がありました。その中で、滋賀県内の企業からベトナムにおける受注生産の可能企業のリストアップが依頼され、これをリストアップする、あるいは徳島県内の企業からインドにおける販路開拓に関する相談などがありました。

海外プロモーションにおきましても、関西広域連合トッププロモーションの支援や関空プロモーション香港経済視察団の支援を兵庫県の香港経済交流事務所、これは兵庫県と言いましたけれども、関西広域連合香港経済交流事務所が実施するなど、地方レベルや民間レベルの交流に幅広く寄与しております。今後、議員ご指摘のように、広域連合が目指すべき将来像の実現に向けまして、グローバル化に伴う地域間競争に打ち勝つためにも、海外事務所等を大いに活用して、世界に開かれた西日本の経済拠点関西を目指してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご指導いただきたいと思います。

○議長（吉田清一） 藤原武光君。

○藤原武光議員 時間もありませんので、この関係については、海外事務所と海外ビジネスサポートデスクでASEAN諸国を見ますと、カンボジアとマレーシアとフィリピンとラオス等々が事務所がないというのが現状だと思いますので、これはどういうふうにサポートデスクを強化して、そして関西全体の企業の皆さん等々に支援をしていくかということが大事ではないかと思っておりますので、これは検討とご研究をいただければいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、大規模広域災害発生時の対応についてお聞きをしたいと思います。

その一つは、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害発生時の慢性疾患や難病を抱えた患者への具体的支援システムが必要と考えております。例えば、2013年末の日本透析医学学会資料では、透析患者は、関西広域連合地域で5万2,096人いらっしゃると言われています。内訳は、大阪が2万2,465人、京都が6,247人、滋賀が2,989人、和歌山が2,994人、兵庫県が1万3,252人、鳥取が1,426人、徳島が2,723人と、こういうふうに今言われています。20年前の阪神・淡路大震災のとき、兵庫県の腎友会の皆さん方との懇談会の中でお聞きしたことがございまして、病院等の対応が当時は何とかできましたので、死亡事故等については余りなかったと、こういう成果を上げたというふうにお聞きしております。しかし、南海トラフに起因する地震が発生すると、広範囲に被害が及び、透析患者団体から

は具体的対策を講じてほしいと、既に要望も出ていると思います。透析医療と患者団体と行政の連携などについて、災害時における支援体制構築について、現状はどう対応されようとしているのか、お聞きいたします。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 災害時における透析患者に対する支援体制についてご質問をいただいております。

議員からもただいまご紹介いただきましたように、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生時には、慢性疾患や難病を抱えた患者さんの命をいかにお守りをするのか、これが重要な課題の一つと、このように認識をいたしております。中でも人工透析の患者さんにおかれましては、1回の治療に約120リットルの水を必要とすること、専用の透析機器を必要とすること、また週3回程度の透析を行う必要があることなどから、大規模災害によりまして、停電、断水、施設危機の損壊など、また薬剤、あるいは医療材料、そして医師の不足といった事態が発生をいたしますと、まさに生命の危機になるところであります。このため、これまでも今ご紹介のありました日本透析医会や関西広域連合構成団体が中心となりまして、災害時における患者さんへの情報伝達方法の確立、行動マニュアルの作成などに取り組んでいるところであります。例えば和歌山県におきましては、災害が発生した場合には、和歌山透析安心メールによりまして、透析患者さんの携帯電話に受診をしている医療機関の診療可否の情報をメールで直ちにお知らせをすることとなっております。また、徳島県におきましても、患者団体と透析医会、そして県が連携をいたしまして、透析医療機関への災害時情報共有システムによりまして災害情報の提供、透析医療分野の災害医療コーディネーターの設置、さらには災害時標準化マニュアルを作成し、透析患者さんが災害時に行うべきことの事前周知などを行っているところであります。

このような構成団体のいろいろな取り組みにつきまして、関西広域連合として積極的に情報交換を行い、そして共有をし、大規模災害発生時における患者さんが安心して透析を受けられる環境の確保、適切な広域搬送の実施に向け、構成団体と十分に連携をし、支援体制をしっかりと構築してまいります。

○議長（吉田清一） 藤原武光君、簡潔にお願いします。

○藤原武光議員 時間がありませんので、予定しておりましたけれども、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、石田宗久君に発言を許します。

石田宗久君。

○石田宗久議員 京都府議会の石田宗久でございます。

質問内容が一部重複しておりますけれども、少し整理をいたしまして通告どおり質問させていただきます。

まず初めに、カワウ対策についてお聞きいたします。

カワウは、本州、四国、九州に広く生息し、昭和46年には、全国で約3,000羽程度でありましたが、公害規制による河川水質の向上により、餌となる魚がふえたこともあり、平成に入り急増し、平成12年には5万羽から6万羽となり、現在は、さらに多いと考えられております。中でも、近畿地方には2万羽程度が生息しているとされており、河川や湖沼で鮎などの魚類を大量に捕食する被害が各地で発生しているところであります。

京都府内におきましても、近年、桂川や保津川、由良川など各地の河川でカワウが目撃されるようになり、漁業者からはカワウがいる河川では鮎が釣れなくなったとの声が上がっております。漁業組合関係者のお話によりますと、カワウの食欲はすさまじく、カワウ1羽で1日に500グラムの魚を捕食すると言われております。放流鮎1匹の重さを10グラムとすると、カワウ1羽で50匹、カワウが10羽いるケースでは、1日で500匹の放流鮎が食害される計算になるそうであります。組合では、平成8年ごろからカワウが着水できないように、河川にテグスを張っておられますが、テグスには事故防止のため、人間にもわかるように注意を促すための銀色のおどしテープを取りつけなければなりません。こうした組合員の皆様の苦労のもとに設置をされるテグスであります。増水に伴う日吉ダムからの放流により、せっかく張ったテグスが全て流されてしまうこともしばしばあるそうであります。

組合では、毎年鮎やはえなどの稚魚を放流しておられますが、思うように魚がふえていないため、遊漁者が減り、組合の経営も一段と厳しくなっている状況であります。ただ、それでも近畿府県の中で、京都府はカワウ生息数が少ないほうでありますから、関西全体で見れば、さらに大きな被害が生じているだろうと推測されます。

滋賀県の報告では、関西における最大の生息地である竹生島、伊崎半島の集団営巣地の春季の生息数は、平成21年度までは3万羽から4万羽程度で推移していたものが、平成24年度には1万羽を下回ったとのことであります。この地域におけるカワウ対策に関しては、女性の獣医ハンターが大いに活躍をし、貢献されたとお聞きをしております。また、広域環境保全局からの昨年度の報告では、6府県合計の生息数は、平成23年度に2万3,000羽だったものが、平成24年度には1万9,000羽に減少したとのことであり、竹生島や伊崎半島での取り組みの効果があらわれてきたのではないかと期待をしているところであります。

こうした中、関西広域連合では、昨年3月、関西地域カワウ広域保護管理計画を策定し、府県域を超える有害鳥獣対策の第一弾としてカワウ対策に取り組みされております。永続的な対策を広域的に着実に実施していくためには、やはり関西広域連合が中心となって対策を講じていく必要があるのではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。

関西エリア内でのカワウの生息状況とカワウによる被害は、近年どのようなようになっているでしょうか。また、これまで関西広域連合として、どのような駆除・防除対策がなされてきたのか。そして、今後は、どのような対策を講じていこうとされているのか。特に、関西広域連合ならではの広域的な観点からの対策をお聞きいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた関西からの文化発信の取り組みについてお聞きいたします。

6年後の2020年、我が国でオリンピック・パラリンピックが開催されます。2012年のロンドンオリンピックの際には、大会の4年前の2008年から「カルチュラル・オリンピアド」と題した大規模な文化プログラムがロンドンのみならず、イギリス全土で展開され、観光や地域振興の面でも大きな波及効果を生み出し、より多くの市民が新しい形で文化活動に触れ、参加する機会がつけられました。例えば、世界シェイクスピアフェスティバルプロジェクトでは、シェイクスピアの戯曲が37の異なる言語で公演をされたり、パラリン

ピックの精神に沿って実施をされたアンリミテッドプロジェクトでは、障害のあるアーティストによる作品が公演されました。また、ロンドン市内の彫像21体に帽子をかぶせるプロジェクトもありました。こうしたオリンピックムーブメントを盛り上げる文化プログラムがイギリス全体で12のブロックに分けられ、各ブロックのイニシアチブのもと、国内各地で開催され、合計で約18万にも及ぶさまざまなイベントに4,300万人の人々が参加されたそうであります。

東京オリンピック・パラリンピックにつきましても、日本全国で各地の文化力を生かした取り組みを進めるため、既に文化庁や東京都も検討を始めているとお聞きしております。スポーツ競技は、2020年に東京を中心として開催されますが、文化プログラムは東京に限られた話ではなく、2016年リオデジャネイロ大会終了から4年間、日本全国での開催が可能です。この世界に向けた日本文化の発信については、東京ではなく、1,400年の長い歴史と風土に洗練された文化を持つ日本の文化のふるさととも言うべき関西が中心的役割を担っていかねばならないと思います。

そこでお聞きいたします。

関西広域連合では、いち早く「はなやか関西・文化戦略会議」を設置し、東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021の開催に向けた関西文化の内外への発信強化を検討されておりますが、その検討状況はいかがでしょうか。

また、私の地元、京都では、既にオール京都体制での京都文化フェアの開催が表明されており、来年行われます本阿弥光悦、俵屋宗達、尾形光琳の流れを組む琳派400年記念祭や、あるいは京都国際現代芸術祭とも連携して取り組みを進めることとしています。

ところが、関西全体を見渡しますと、例えば2020年までに高野山開創1200年の開催が予定されております。こうした各地で行われるイベントをばらばらにしておくのではなく、各地のイベントをうまくリンクさせてお互いに相乗効果を生み出し、関西が一つにまとまっているんだということを内外にしっかりと発信していくことが重要であると考えます。関西広域連合として、どのように取り組んでいかれるのか、ご所見をお聞きいたします。

次に、危険ドラッグ対策についてお聞きいたします。

ご承知のように、近年、覚醒剤や大麻と似たような作用のある危険ドラッグの乱用が広がっています。危険ドラッグは、価格が安く、規制薬物と違って普通の店舗で販売されており、身近で簡単に入手できる環境もあって、若者を中心にファッションの一部のように広がり、我が国の行く末にも影響を及ぼす憂慮すべき事態に陥っていると言えます。

警察庁によれば、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者が一昨年以降、少なくとも41人に上り、一昨年が8人、昨年が9人、ことしは上半期だけで24人に上ったそうあります。また、ことしの上半期の危険ドラッグ使用者による交通事故の死傷者につきましても、昨年の同期に比べ、1.9倍となっておりますし、覚醒剤や大麻などの他の薬物事件で摘発された経験のない初犯者が80%を占めていることから薬物使用の広がりが確認できるのであります。

国においては、これまでも規制すべき薬物の指定を随時行ってきましたが、化学構造を少しだけ変え、規制を逃れる新しい薬物がすぐに出現し、対策はイタチごっこになっております。また、危険ドラッグの鑑定には時間がかかるため、警視庁では、2,000件を超える鑑定待ちが生じているとの報道もあります。

こうした状況を踏まえると、この問題に対しては、地方自治体間の協力による効率的な対策を含め、広域的な見地からの対策や情報共有が重要であると考えます。

そこでお聞きいたしますが、危険ドラッグに関しては、府県域を超える対策が急務と考えますが、いかがでしょうか。また、関西広域連合としてのこれまでの取り組み状況と今後の方向性について、ご所見をお聞かせください。

最後に、訪日外国人の拡大に不可欠なソフト面のインフラ整備について、特に観光面、医療面から質問をいたします。

この3月に改定された広域計画によりますと、20年、30年先を見据えた関西の将来像として、一つは人やモノの交流を支える基盤を有するアジアの交流拠点関西、もう一つには、医療における安全・安心ネットワークが確立された関西がうたわれております。

また、当面の事務の対応方針として、東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021を契機に外国からの誘客促進に取り組んでいく旨が記載されております。

関西への外国人訪問者をふやすという、この目標は何としても実現していかなければなりません。一方で、その実現のためには、観光の現場、医療の現場における通訳の充実などソフト面のインフラ整備も必要となってまいります。

そこで、まず観光面についてお聞きしますが、現在、大阪で宿泊施設の不足が顕在化している状況からも明らかのように、関西でさらに多くの外国人観光客を受け入れようと思えば、さらなるインフラ整備が不可欠であります。ただ、インフラ整備といいますと、宿泊施設のように、とかく目に見えるハード面に意識が行きがちですが、おもてなしの国日本といたしましては、ソフト面のインフラ整備も大変重要になってまいります。

関西広域連合の今年度の観光分野の予算を見ますと、基盤整備の推進の項目に、通訳案内士等の人材育成が計上されておりますが、こうした事業を活用して、通訳案内士資格を持つ方々のスキルアップを図り、活躍の場を広げていくことが喫緊の課題と考えます。

そこで、広域観光・文化振興担当の山田委員にお聞きいたします。

東京オリンピックを契機に増加すると見込まれる関西を訪問する外国人の方々に、安心して関西を楽しんでもらうためのインフラ整備の充実が重要と考えますが、通訳案内士の人材育成を初め、おもてなしの充実につながるソフト面のインフラ整備については、関西広域連合として、今後どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

続きまして、医療面でのインフラ整備として、医療通訳についてお聞きいたします。

医療通訳とは、病院などの医療現場で、日本語でのコミュニケーションが難しい患者、もしくは家族への通訳を行う人のことでもあります。社会的には、まだ十分認知されていませんが、関心は高まっております。外国人の関西訪問の増加に伴い、また外国人居住者の増加に伴い、おのずから医療機関で診療を受ける外国人の数はふえてまいります。その結果、医師や看護師らに伝えたいことが伝えられず、適切な医療の提供に支障が生じる事態の増加が予想されます。十分なコミュニケーションがとれない不安からそもそも受診がおくれ、症状が重篤化してしまう事態も起きていますし、日常生活におけるコミュニケーションがとれる方であっても、入院病棟において病歴や症状、診断結果、治療方針の正確な説明が求められるケースでは、専門の通訳が必要となることもあるのだと思います。

こうした状況を踏まえ、都道府県・政令市や地域国際化協会などが実施主体となり、医

療通訳を支援する取り組みが徐々にふえてまいりました。2年前の調査によれば、自治体が実施主体の事業に限っても医療通訳の養成講座が6県、1政令市において。また、医療通訳の派遣事業が7県、3政令市において実施されております。その中で、例えば群馬県の派遣事業においては、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語と非常に多数の言語が対象とされております。少数言語については、派遣回数も限られているわけですが、府県間の相互融通など広域的な対応が実施できれば、少数言語に対してもより効果的に医療通訳サービスを提供できるのではないかと考えられます。

こうした状況から関西においても医療通訳拡充の体制整備を図っていく必要があると考えますが、言語の種類や地域によっては、関西広域連合のような広域での取り組みに効果を見出すことができるのではないかと期待をしております。現実的な執行体制や財政面での制約も勘案しますと、難しい面もあろうかと思いますが、関西広域連合における医療通訳支援の必要性について、広域医療担当の飯泉委員のご所見をお聞かせください。

○議長（吉田清一） 間もなく5時となりますが、本日は議事の都合により、会議時間を延長いたします。

三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のカワウ対策についてであります。

カワウの生息状況についてであります。平成23年度からのモニタリング調査の結果、季節的な変動はありますものの全体として個体数の増加は抑制されております。これは、毎年1万羽を超える捕獲の成果というふうに考えられますが、捕獲数に見合った生息数の減少には至っておらず、また関西広域連合圏外からの流入も推測されるなどの課題も明らかになってまいりました。

そして、このカワウによる被害の状況についてであります。平成24年12月の漁協に対するアンケート調査によりますと、前年に比べて被害が悪化していると答えられた漁協数は全体の約35%、変わらないとされた漁協が約50%、改善したとする約15%を大きく上回っております。さらに、議員もご指摘のように、鮎を放流している、その横でカワウにさっと食べられて、何のために放流しているかわからないというようなお声も多々あるものですから、さらなる被害対策が必要というふうに考えられております。

こうした状況を受けました対策についてであります。平成25年3月に策定をされました関西地域カワウ広域保護管理計画に基づきまして、広域的な観点からの対策といたしまして、事例収集でありますとか、先進的な取り組みのモデル実施等によりまして、地域の対策を担う構成府県市の取り組みに役立てることといたしております。

まず、対策事例収集として特徴的な被害対策を実施している漁協の成功例でありますとか、失敗例、ご苦労例というものを収集して取りまわすことといたしております。また、対策検証事業といたしまして、大阪府と兵庫県内の2カ所において、漁協、自治会、市町村による協力体制づくりとねぐらにおける巣落としてありますとか、追い出し、議員もご指摘いただきました被害場所におけるテグス張り等の防除といった対策をあわせて行いながら、その効果を検証するというモデル的な取り組みを進めさせていただいております。

また、銃器等を使用した一斉駆除をやるべきじゃないかというご意見、ご指摘もあるんですが、被害の時期、内容、当然のことながら地形も異なります。また、住宅に近接し、銃器等の使用が難しい地域もあるものですから、今後につきましては、こうした地域ごとの事業の成果を評価・分析いたしまして、構成府県市が使いやすいマニュアル等の形でフィードバックすることにより、地域の状況に応じた被害対策の実施や効果的な体制づくりにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上の取り組みを通じまして、関西広域連合ならではの広域的な観点からの対策を継続的に進めるとともに、隣接する中部地方や中国・四国地方等とも情報を共有し、より広域的な連携を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田清一） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 石田議員のご質問にお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズにおきましては、日本文化の世界発信というものが大変期待をされている。そしてその中において、やはり関西の果たすべき役割は、これはもう言うまでもなく、日本文化のふるさととは関西でありますから、大変大きなものがあるというふうに思っております、日本の文化に触れ、日本のよさをわかっていただくことができるという取り組み、体制がこれから重要になってくると思っております。

そのために関西広域連合では、「はなやか関西・文化戦略会議」を設置いたしまして、去る7月7日に第1回会議を、昨日8月27日に第2回の会議を開催いたしまして、検討を進めているところであります。

会議では、委員の先生方から関西の強みは歴史と文化伝統であり、伝統を踏まえた上で、伝統文化と現代アートの融合から新しいアートをクリエイトしていくべきとか、生活文化が豊かな関西こそリアルジャパンである、関西を示すことが大切だといったような活発なご意見をいただいております、今後関西の取り組みをどのようなイメージで発信していくのか、関西としての特色を打ち出していけるような、私はやっぱり会議の結論というものを期待をしているところでございます。

また、議員ご指摘の2020年までのステップとして、いろいろなやっていることを取りまとめてはどうかということにつきましても、同じように周年事業等を関西全体で統一的に見せていくべきという意見もいただいているところであります。

最近の観光の特徴というのは、インターネット等で蓄積された体験談をもとにディステイネーションを選んでいくということもございますので、まさに東京オリンピック・パラリンピックを待つまでもなく、カルチュラル・オリンピアドは大体4年前からやっておりますけれども、そうした積み重ねを重ねていくことで、文化を磨くと同時に外国に対するそうした情報の蓄積という面でもご指摘の点は大変有用だというふうに思っております。それだけに、今後構成府県市におけるこうした事業について、私どものほうでまとめて、それを幅広く統一基盤で提供していくということを行い、文化の関西というものを発信していきたいと思っております。実は、これは日本全体でもやらなければならないということで、全国知事会にもそうした本部を置きまして、全国的にも統一してやっていこうというふうに思っております、その中でも関西というものの意義や役割というものをさらに我々は磨き上げていきたいなというふうに思っております。

次に、観光面でのインフラ整備についてでありますけれども、東京オリンピック・パラリンピックを追い風に、これから2,000万人を目指して外国人の観光客をふやしていこうというわけでありますから、その受け入れ体制の整備というのは、まさにハード、ソフト、両面から大変重要になってくるというふうに思っております。その中で通訳案内士でありますけれども、現在、全国で1万7,736人が登録されておまして、そのうち3,571人が関西広域連合で登録されているんですけれども、急激に今、観光客がふえておりますが、この通訳案内士はあまりふえておりません。東京オリンピックがある2020年までには、1,000万人を2,000万人とする目標からすると、こうした日本の魅力を伝えられる人材をいかにふやしていくかが大きな課題であると考えております。ただ、正直言いまして、関西広域連合でも関西地域限定の通訳案内士の創設などを検討したんですけれども、実際問題としては、この制度を導入した岩手県や栃木県などでは、活躍の場がなく、年々受験者が減少していくという実態がございます。日本の場合には、通訳ガイドといいますか、ガイド自身の例えば団体グループへの義務づけというものがヨーロッパにあるようなものがないものですから、結局のところなかなか仕事がうまく見つからないという現状があるわけであります。

こうした問題に対して、国のほうも先ごろ、現在は一部地域でしか認めていない特区制度による地域限定の通訳ガイドを全国に広める方針を示しました。この特区制度による通訳ガイドは、従来の試験による地域限定の通訳案内士と違いまして、一定の語学力があれば特区に指定された自治体を実施する研修を受けることによって、その地域内であれば、有償で通訳ガイドができるという簡易型の通訳ガイドになっているところでありまして、現在、関西広域連合の中でも和歌山県や泉佐野市の一部で実施されているということでありまして、これもまた一つの我々としてはふやしていく対象にしていきたいと思っております。ただ、やっぱり大切なのは、質の高い通訳案内士というものをふやしていくことも、これは非常に一番重要だと思っておりますので、関西広域連合におきましては、関西圏域の通訳案内士の研修を昨年度から実施いたしまして、また、KANSAI国際観光YEARの各事業で通訳として協力をいただくなど、各自のスキルアップと活躍の場を広げる支援を行っていくことによって、この層を高めていきたいというふうに考えているところであります。今後とも、こうした通訳案内士の取り組みや観光案内の表示板を初めとしまして、受け入れのソフト環境をしっかりとこれからも整備していき、それによって関西全体で共通インフラができて、多くの外国人の方が来られるように努力をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 石田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず危険ドラッグに関する府県域を超える対策の必要性、関西広域連合としてのこれまでの取り組み状況と今後の方向性についてであります。

近年、危険ドラッグに起因をする健康被害、また議員からもお話がありました多発する交通事故、こうした二次被害が全国各地で頻発をしているところでありまして、国や自治体に対し、この危険ドラッグ対策の充実の強化、これがまさに求められるところであります。

危険ドラッグは店舗販売以外にもインターネットを利用した販売などによりまして、広

範域に出回ることから、関西広域連合、こういう府県域を超える体制で取り組むことが大変有効であるという認識をいたしております。

そのため、昨年度からであります、圏域内の検査体制の充実に向けまして、各種情報の共有、合同研修会の実施など、関西広域連合のスケールメリットを生かし、連携をした取り組みを開始したところであります。

まず、情報共有といたしましては、これまで買い上げ調査に係る検体112件について、迅速な情報提供を行いまして、圏域内における効率的な検査の実施を図ってまいりました。また、昨年度に引き続き、大阪府のご協力のもと、検査に係る合同研修会を昨日開催をいたしたところでありまして、今回は検査担当者のみならず、行政担当者、さらには警察や麻薬取締事務所など取り締まり機関からも参加をいただきましたことで、危険ドラッグ対策にかかわる関係者の認識や情報の共有にも大いに役立ったのではないかと、このように考えるところであります。

また危険ドラッグは、以前にも増して危険性の高いものが流通をしていると言われる中、合法、脱法といった表現にだまされ、若者がファッション感覚で、しかも容易に手に入れてしまうことから規制による使わせない環境づくりとともに、啓発により使わせない人づくりにも非常に重要な効果があるのではないかと考えておりまして、特に若い人たちに危険ドラッグの有害性を周知をする効果的な啓発手法についても、関西広域連合におきまして、しっかりと共有をしていきたいと考えております。

刻々と姿、形を変える危険ドラッグに、効果的に対応していくためには、いかにスピード感を持って対策を講じていくのか、ここがポイントとなるところでありまして、関西広域連合として取り組むべきことについて、速やかに取り組んでいきますとともに、国が対応すべき課題につきましても、これまでの我々の知見を生かした提案をしっかりと国に行ってまいりたいと考えております。

次に、関西広域連合における医療通訳の支援の必要性についてであります。

平成26年5月、公表されました法務省の在留外国人統計によりますと、日本に在留する外国人数は、約207万人、うち関西広域連合管内には39万人となっております。また、平成26年7月に、日本政府観光局より公表されました訪日外国客数は、平成26年上半期は、626万人となり、過去最高を更新したところであります。

議員ご提案のとおり、我が国における外国人の増加に伴います病気やけがで医療機関を受診をする際の医療通訳の必要性は、これまでになく高まっているものと、このように認識をいたしております。

一方、医療通訳は、一般のビジネス通訳とは異なり、時に命に直接かかわる場面において重要な役割を果たす必要がありますことから、専門的で高度な知識や出身国の文化的な背景、また宗教や生活習慣などの情報が不可欠となるなど、技術、また知識に関しても一定以上の水準が求められることとなります。

関西広域連合管内では、京都市において、国際交流協会、NPO法人、協定を締結している4病院と協働で、医療通訳派遣事業を実施をしているところであります。

また、徳島県におきましても、糖尿病診断と観光を組み合わせました、いわゆる医療観光を推進するため、医療通訳の養成を行った実績がございます。さらには、地域国際化協会やNPO法人が4地域におきまして、医療通訳養成講座を実施し、支援を行っている

ころでもあります。現在、国におきましては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに訪日外国人旅行者数2,000万人を目指し、外国人が日本で居心地よく滞在ができる受け入れ体制づくりがスピード感を持って推進をされてきているところでもあります。

こうした中、在留外国人はもとより、より多くの外国人の方々に安全で安心できる関西に来ていただくためにも、関西広域連合として医療通訳支援の内容や、その課題につきまして、しっかりと共有をしながら、医療通訳が活躍できる地域モデルを打ち立てていきたいと、このように考えております。

○議長（吉田清一） 石田議員。

○石田宗久議員 時間が来ておりますので、以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 次に、井上与一郎君に発言を許します。

井上与一郎君。

○井上与一郎議員 京都市選出の井上与一郎でございます。私は、二つの項目に関して質問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、広域観光振興における地域内交流、相互理解とマーケティングに基づく戦略的取り組みについてお聞きいたします。

平成25年の訪日外国人旅行者数が約1,036万人と初めて1,000万人を達成したということでもあります。このことは地域での観光の質の向上やブランディングなどの取り組みなど、我が国の国際観光客誘致の取り組みの方向性が確かであることを示すものであります。

さて、広域観光振興・文化振興は、関西としてのブランドを創出し、その認知度を高め、海外に強力に情報発信することや魅力の向上と継承を図りながら、内外へ発信することであると考えます。すなわち関西の魅力をいかに高め、いかに効果的に発信するかが肝心であります。

そこで、これらを踏まえ、お尋ねいたします。

まず、関西の魅力をいかに高めるかという点から、地域内の相互交流、相互理解が大切だということでもあります。

関西のブランドを確立するためには、魅力を把握し、ほかからも見て魅力的なものに再構築しなければなりません。そのためには、関西各地の観光資源をそれぞれが体験し、その結果を分析し、観光の質の向上につなげることが効果的だと考えます。新たな魅力の発見や各観光地のブラッシュアップにつながり、さらに府県域を超えて一体となった魅力ある観光地域が創出できれば、関西の魅力の対外発信に大きく寄与いたします。具体的には、自治体間での観光情報の共有、さまざまな媒体を用いた情報発信、さらに観光体験の評価を分析し、取り組みの改善に生かすことが必要と考えます。

つきましては、これまでも地域内交流及び地域内相互理解の促進が重要とのご答弁、ご説明があったことを踏まえ、今後、関西地域内での相互交流、相互理解をどのように進め、魅力の再発見、再構築につなげようとしておられるのか、お伺ひいたします。

次に、海外情報発信の強化という点から国際観光客誘致におけるマーケティングに基づく戦略的取り組みの重要性についてであります。

国の平成26年度訪日プロモーション方針を見ますと、大幅な改善がされております。具

体的には、市場動向をしっかりと分析した上、観光の対象者層を絞って、それに見合った情報発信をして、誘客を図り、そして、その効果の検証を行い、その結果をさらなる改善に生かすといったものであります。また、顧客の求めるサービスをつくり、情報発信の上、利用促進を図るといった、まさにマーケティング手法を活用するとともに、さらにPDCAサイクルによって、取り組み改善の好循環を狙うものであります。これまでからもアジアなど新規需要の改革を目指し、トップセールスなど海外プロモーションされておりますが、訪日外国人客を2016年までに550万人という大きな目標を掲げておられることから、市場分析に基づく戦略的な取り組みを一層強化していく必要があると考えます。

つきましては、訪日プロモーションにおけるマーケティング手法等の活用に関し、訪日外国人客数の目標達成に向け、効果的あるいは新規需要の喚起といった点から、どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○議長（吉田清一） 山田委員。

○広域観光・文化振興担当委員（山田啓二） 井上議員のご質問にお答えいたします。

まず、広域観光振興における地域内の相互交流、相互理解の促進でありますけれども、今は中長期的な観点と、そして短期的な観点の二つの観点から進めているところであります。中長期的なところでは、やはり「はなやか関西・文化戦略会議」を設置いたしまして、これからどうやって関西全体のこの相互交流、相互理解を促進していくかを今検討しているところであります。当面は東京オリンピック・パラリンピック、そして関西ワールドマスターズゲームズ2021を目標にして、その統一感を持った文化の発信に向けて、検討を進めているところでありますから、この検討結果を地域内の相互交流・理解のベースとして中長期的に広げていきたいというのが1点であります。まだ、これはちょっと2回しか検討しておりませんので、これからになると思っておりますけれども。

もう一つは、短期的には、今幾つかの点で共通項目をつくり出して、それをお互いの情報の基礎にして、広めているものがございます。例えば、「関西文化の道」と称して、人形浄瑠璃の道でありますとか、祭りの道、こうしたものを統一的にお互いに情報共有し、また、シンポジウムを開いて、さらに理解を深めることによって、その点を強化していくということ、また関西の美術館や博物館への入場料が無料となります関西文化の日ですとか、KANSAI国際観光YEARにつきましては、去年は和食、ことしはアニメを通じて共通の理解を促進していく。そうしたものを「関西文化.com」ですとか、「関西祭.com」ですとか、「関西観光web」などといった情報基盤を使って発信をしていくことによって、関西の魅力をさらに増していきたいというふうに考えているところでございまして、今後も引き続き世界遺産や食の魅力などの関西の魅力というものをタイムリーにそうしたところに載つけて情報発信をしていくということで、長期的、中期的な観点からしっかりと取り組みを進めていきたいというふうに思っているところであります。

次に、マーケティングに基づく戦略的取り組みでありますけれども、私どももやはり関西観光・文化振興計画におきまして、マーケティングの必要性を上げ、そして重点地域への海外プロモーションや多言語による情報発信に取り組んできたところであります。訪日外国人旅行者数が1,000万人を超えて、いよいよ2,000万人の高みを目指すという目標の中では、これまでの訪日旅行者数が多い国やターゲット層だけではなくて、これからやっばり潜在的に伸びていくという層に向けてのマーケティングが私は必要であるというふうに

思っております。昨年7月のビザの発給要件の緩和で、訪日旅行者数が前年比74%増加したタイや36%増のマレーシアを初め、大幅にふえている東南アジアにつきましては、緩和をされた国に対しては、今まさに攻勢をかけて関西へというふうにやっていくべきですし、また数次ビザになり、これから多分ビザへと進んでいく国、例えばインドネシアとか、ベトナムとかフィリピン等につきましては、さらなる緩和への働きかけをしていくことが重要だというふうに思っております。

このため、ことしのプロモーションは、まずマレーシア、タイなどに標的を置いておまして、また東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ2021の開催が決まっておりますだけに、スポーツ観光のための基礎をつくっていくスポーツの聖地づくりなどにも取り組んでいくことにしているところであります。

それと同時に、それぞれのやっぱり国や地域に特色がありますから、それに応じたマーケティングをしてターゲットを絞っていく必要がある。例えば、外国人の観光消費額を見ますと、全体として大体10数万円から20万円ぐらいなんですけれども、これを内容で分析してみますと、例えば買い物ですね、買い物代というのは、平均で4万4,000円なんです。それに対して、例えば韓国は2万2,000円ぐらいです。中国系も台湾、香港は4万2,000円と5万2,000円なんですけれども、中国は11万円ということで、平均の倍以上の買い物をするのが中国でありますので、そうすると中国向けには、やはり例えば銀聯カードのような買い物を受け入れ環境を整えていくということが大変効果的であるとか、最近やはりアジアを中心としてシンガポールあたりでも、非常にマレーシアでも日本のポップカルチャーに対する興味が高いところがありますので、こうした点では、関西の漫画、アニメを紹介し、子供を持つ家族層といった新たなターゲット層にも取り組むこととして、今年はKANSAI国際YEARで頑張っているということでもあります。まだまだそのPDCAサイクルを回すところまでいっておりませんが、これからも関西広域連合でもアンケートをとったり、またさまざまな統計を利用して、訪日プロモーションの内容をしっかりと吟味しながら、次の戦略へとつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清一） 井上与一郎君。

○井上与一郎議員 ありがとうございます。着実な取り組み、また着実な前進をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、鳥獣被害対策としての広域的なニホンジカ対策についてお伺いします。

鳥獣被害対策は、野生鳥獣の生息数の増大と分布地域の拡大により、農林業被害の甚大化や生物多様性の保全の観点から見ても重要な課題であります。京都市では、ニホンジカによる被害が大変多く、農産物被害等が拡大しており、眺望、景観として重要な京都三山における影響や市街地周辺への出没による観光資源や市民生活への影響も懸念されております。このような中で、ニホンジカについては、現在の捕獲率で推移すれば、平成37年度には、ほぼ倍の500万頭にまで増加し、農林業や生態系への激甚な被害のおそれがあることから、平成25年12月に、国は抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、平成35年度までに個体数を半減させるとされました。さらに、本年5月には、鳥獣保護法の一部が改正され、生息数や生息域を適正水準に減少・縮小させる管理という考え方が新たに打ち出されております。

これら切迫した被害に対しては、着実な対策を講じていく必要があります。そこで、こ

れらを踏まえ、次の2点についてお尋ねします。

まず、ニホンジカの広域的な管理の必要性についてであります。

国では抜本的な捕獲対策を進めるため、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業を創設し、府県知事が実施計画を策定の上、捕獲などを進め、捕獲許可なしでの捕獲、夜間の銃猟、また集合住宅地域での麻酔銃の許可などが可能になると聞いております。

また、その実施に当たり、新たな捕獲の担い手として認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されるとのことです。

また、ニホンジカなどの大型獣は、行政境界を越えて生息し、広域的に分布し移動するため、広域的なアプローチも必要不可欠とされております。つきましては、県境などを含む広域での管理に関し、関西広域連合として府県と協力し、効率的、効果的な捕獲ができる手法等を検討すべきと考えますが、認定鳥獣捕獲等事業者の活用を含め、今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

次に、専門的な知識を習得した捕獲の担い手の育成が緊急ということでもあります。

生物多様性の保全では、自然資源の合理的かつ継続的利用が重要ですが、むしろ狩猟による捕獲数が低下しており、捕獲の担い手不足と捕獲体制の充実が各地域に通じた課題となっております。さらにそれら担い手には、鳥獣の習性や捕獲技術、あるいは生息環境管理など、専門的な知識経験の習得が不可欠とされております。

つきましては、捕獲の担い手の育成、専門的な知識等の習得に関し、関西広域連合として、今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○議長（吉田清一） 三日月委員。

○広域環境保全担当委員（三日月大造） 鳥獣被害対策としての広域的なニホンジカ対策についてお答えをいたします。

これ、推定ではありますけれども、関西広域連合圏内におけるニホンジカの生息数は、約30万頭、そして、関西広域連合圏内における農林業での被害額は10億円以上ということでございますので、しっかりとした対策が必要だという観点で、まず1点目の広域管理に関する効率的、効果的な捕獲手法の検討についてであります。各構成府県では、ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画を定めて、これに基づいて市町村などが捕獲に取り組まれております。

一方、広域連合といたしましては、府県域を超えた対策に取り組むことを基本的な方針といたしまして、平成26年度から新たに広域的なニホンジカ被害対策を進めております。特に、府県の県境などの高標高、高い山岳地ではアクセスが困難で、従来の捕獲体制や捕獲手法では対応が難しいため、いわば対策の空白地帯となっている場合がございます。この食害による生態系被害が深刻化していることから、まず今年度は、こうした空白地域の森林の公益的機能への影響を評価することで、広域的な観点からの重点的に対策に取り組むべき地域を明らかにするというように、まず取り組んでおります。その上で、モデル地域を設定いたしまして、来年度以降、府県を超えて、捕獲技術者、自治体、土地所有者などが連携協力して、新たな捕獲体制を構築し、例えばシャープシューティング、これは鹿のいるところに行って撃つのではなくて、餌でおびき寄せて、そしてまとめて捕獲したり、捕殺したりするという、こういうアメリカで考案されて、日本では富士山の国有林野でありますとか、知床世界遺産地域でのエゾシカ対策で用いられている、こういう新たな

捕獲手法も導入した効果的な捕獲を行う取り組みを試行する、試しに行うことといたしております。この捕獲体制の構築に当たっては、議員ご指摘の事業者認定制度の活用の可能性でありますとか、夜間銃猟の有効性も見きわめながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の専門的な知識を習得した捕獲の担い手の育成についてでございますが、議員ご指摘のように、ニホンジカ対策における担い手の確保や専門的知識の向上は、さきにお答えした府県を超えた捕獲体制の構築に当たっても重要な課題だというふうに認識いたしております。

このため本年度から実施いたします広域的なニホンジカ対策では、平成25年度に行いました専門家による鳥獣対策検討会の議論も踏まえ、こうした府県境の山岳地における捕獲に係る専門的な人材育成に取り組むことといたしております。具体的には、海外での優良事例も参考にしながら、野生生物などの専門知識や先ほども申し上げましたシャープシューティングなどの捕獲技術を備えた専門技術者を育成するプログラムを開発いたしまして、捕獲体制の中核となる人材の育成を図ってまいります。

これにより、この専門技術者が中核となって、各地域の捕獲技術者の知識や技術の向上を図るとともに、さらにこの専門技術者が地域の捕獲技術者と関係機関のコーディネートをする役割を担っていただくことにより、関係者が連携した府県境における新たな捕獲体制の構築にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

ちょうど法改正の時期もありますので、このような時期を捉えまして、担い手の育成と広域的捕獲体制の構築をあわせて進めることで、関西全体としての被害の軽減につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田清一） 井上与一郎君。

○井上与一郎議員 ありがとうございます。ただいまご答弁いただきましたように、積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田清一） 次に、家森茂樹君に発言を許します。

家森茂樹君。

○家森茂樹議員 滋賀の家森でございます。

ドクターヘリについて、お伺いをいたします。

済生会滋賀県病院を基地病院とするドクターヘリ、いわゆる京滋ヘリについては、現在運航業務委託に当たってプロポーザル方式によって委託先選定手続中であり、既に参加申し込みが終了し、明29日までが企画提案書提出期限となっております。この段階で質問をさせていただくというのも、やや微妙なタイミングではあると存じておりますが、感じつつも質問をさせていただきます。

去る8月12日に、私ども滋賀県議会において、関西広域連合長宛てに関西広域連合ドクターヘリ（京滋ヘリ）運航業務の委託業者の選定について慎重な対応を求める意見書が可決され、送付されております。井戸連合長には、なぜこの時期にとお思いかもしれませんが、若干滋賀県におけるドクターヘリ導入の経過をお聞きいただきたく存じます。

それは滋賀県内の事情でしょう、こう言われると、それまででございますが、滋賀県議会の思いもおくみ取りいただき、当初からの運航としては、広域連合初のドクターヘリ導

入に向けて、より安心して委託できることとなるために、以下お伺いをさせていただきます。

実は、我が滋賀県は、大変お恥ずかしいながら、ドクターヘリ導入への取り組みは大変おくれております。もちろん滋賀県は面積も余り大きくなく、中央部に琵琶湖があるものの楕円形に近い形でコンパクトに道路交通網が整備され、救急車による搬送でかなりの地域がカバーできるという地域特性もありました。とはいえ、県周辺部はいずれも山間地域となっており、決して交通至便と言える地域ではありません。議会からの導入要望の声が上がってはいたものの費用、人材などを初めとする諸課題の解決が困難との理由で、平成19年ごろまでは近隣府県との共同運航を視野に入れて検討しているという状況でありました。単独導入には踏み切れない、近隣府県との共同運航を模索するといった状況の中で、平成20年ごろになって関西広域連合の設立に向けた検討において、広域医療連携の中でドクターヘリの広域運航が検討されているということで、それ以降、こちらにシフトしていったという経緯であります。

議会は、単独導入を求める。理事者側は関西広域連合での共同運航を目指すという状況が続く中で、平成22年関西広域連合設立に向けた議論が行われたわけであります。

関西広域連合の趣旨・目的は、7分野の事務を初め、さまざまであることはご承知のとおりであります。平成22年9月、滋賀県議会での規約承認議決については、ドクターヘリが最大の論点ともなりました。その結果、附帯決議を付しての可決となった次第であります。この附帯決議においては、とりわけ本県におけるドクターヘリを利用した救急医療体制のあり方については、関西広域連合の設立後2年以内をめどに、広域連合によるドクターヘリの配置、運航の状況とその効果を検証し、その結果に基づいて、まずは、県による単独導入、そして中部・北陸圏との共同運航を含め、最善の運航形態となるよう必要な見直しを加えることとされております。

平成22年12月に、関西広域連合が設立され、平成23年4月から大阪府ヘリを本県も利用させていただくこととなったわけであります。ところで、その利用状況であります。平成23年度、要請13件、うち搬送9件、キャンセル・天候不良等4件、平成24年度、要請16件、うち搬送12件、キャンセル等4件、平成25年度、要請14件、うち搬送12件、キャンセル等2件、平成26年度、今年度は7月末までで4カ月間でありましたが、要請8件、うち搬送3件、キャンセル等5件となっております。実に、わずか年間10件程度の搬送、無配備地域とほとんど変わりがありません。これらの利用実績を見たときに、約2年経過後の平成24年度末より議会からは、連合規約議決の際の附帯決議に基づいて、県が単独導入を図るべきであるとの意見が強く出ておりました。しかし、県当局は、当初から関西広域連合での導入を目指すという立場のまま終始し、結果的には当初、平成28年度の導入予定であったものが、来年度、平成27年度と1年前倒しされることにより、早期の運航開始を図ることとなったわけであります。しかしながら、なぜ単独導入でなかったのかの思いがまだに滋賀県議会の中で根強く残っております。こう申し上げることは、今日まで共同運航についてご理解をいただいていた京都府さん、広域医療局事務局を担っていただいている徳島県さん、また関西広域救急医療連携計画をご議論いただいていた皆様方にも非常に失礼であるとは存じておりますが、一日も早いドクターヘリの運航を長年求めてきた滋賀県議会の思いとしてご容赦いただき、お聞きいただければ幸いです。

さて、こういった経緯を踏まえて、現在、来年度からの運航開始に向けて、その委託先選定作業が行われているところでありますが、今なお滋賀県議会で懸念されている事柄について、その選定事務局をご担当いただいております、広域医療担当の飯泉委員に、以下お伺いをいたします。

今回の京滋ヘリは、当初から広域連合による運航ということですから、全て事務局は広域連合広域医療局が担っていただいているわけであります。しかし、現在運航中の4機は、いずれも導入当時は単独運航であり、当然、運航委託先や機種については、当該自治体を中心となって選定をしてこられました。今回、広域連合が事務局を担当した場合、実際の運用に携わる現場の医療関係者などの意見は、的確に反映されるのだろうかとの声もあります。飯泉委員のお考えをお伺いいたします。

また、昨年度末現在で、全国で運用されているドクターヘリ43機は、10社により4機種が運航をされております。このうち、現在関西広域連合管内で運航中のドクターヘリは、独自運航しておられる和歌山県も含めて5機が全て同一機種で同一運航会社に委託されております。関西広域連合運用分については、それぞれが厳格なプロポーザル方式により、毎年度選定されていることと思われませんが、例年同一機種、同一運航会社ということにささかの疑問を抱くものでもあります。こういった運航を委託する場合、同一運航会社で同一機種であることのメリット及びそれに伴うデメリットと申しますか、危惧される点について飯泉委員にお伺いいたします。

私ども滋賀県では、ドクターヘリ導入のおくれによる県民と議会のいらいら感がいまだに残っております。申しわけございません。それを飯泉委員に申し上げているのは、まことに失礼千万であることは重々承知の上であります。しかし、先日も滋賀県により行われた地元住民説明会に、特定運航事業者がオブザーバー参加をしていたとの情報や基地病院に整備中の関連施設が過大ではないかなどの声が冒頭申し上げた連合長宛ての意見書提出の引き金となったものであります。飯泉委員には、大変失礼な質問をさせていただきましたが、意見書の趣旨を踏まえ、滋賀県民が京都府民の皆様方とともに、安心して暮らせる広域救急医療体制の充実に向けた飯泉委員の意気込みを込めたお考えを最後にお伺いして、質問を終わります。

○議長（吉田清一） 飯泉委員。

○広域医療担当委員（飯泉嘉門） 家森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ドクターヘリにつきまして、何点かご質問をいただいております。

まず京滋ドクターヘリ委託業者選定時における現場の医療関係者などの意見反映についてであります。

関西広域連合では、救命効果が高いとされる30分以内での救急搬送体制の実現に向け、滋賀県全域及び京都府南部地域を運航範囲とする連合管内6機目となる京滋ドクターヘリの導入を平成27年度に図ることといたしております。

運航委託事業者の選定につきましては、ドクターヘリの効率的な運航はもとより、最も安全性の確保が重要視されるため、価格のみが判断をされる入札方式ではなく、複数の重要事項について企画提案を受け、内容を評価する最もすぐれた候補者を選定するプロポーザル方式を採用したところであります。その募集につきましては、8月11日に既に締め切り、二つの主体から申し込みがあったところであります。今後は、基地病院の医師、両府

県の医療関係者からなる外部有識者、両府県職員、関西広域連合広域医療局職員からなる関西広域連合ドクターヘリ運航業務委託事業者選定委員会におきまして、現場の医療関係者や地元の意見を十分に反映をした上で、あらかじめ定めた評価基準により、企画提案内容を審査し、委託事業者を選定する予定といたしております。

次に、関西広域連合管内の他の5機と同じ運航会社、同一機種になった場合のメリットとデメリットについてであります。

委託事業者の選定に当たり、特に優先すべき運航上の安全確保につきましては、機材の整備能力や運航管理者の経験などに依存するところもありまして、審査に当たりましては、運航の安全性は確保されているのか、安定、継続的な運航体制となっているのか、経営状況が健全であるかなど6項目について評価し、選定をすることといたしております。

その結果、同じ運航会社に委託をし、同一の機種となった場合、安全管理の徹底のしやすさといった点での一定のメリットがあると考えられます。

一方、別の運航会社になった場合には、2者が今後運航に関する企画提案で切磋琢磨していただけることが期待できるのではないかと、このように考えております。

また、デメリットにつきましては、その逆のことが当てはまるものと、このように考えるところであります。

今後、このたびの滋賀県議会からの意見書の趣旨をも踏まえ、滋賀県民の皆様や京都府民の皆様が安心していただける広域救急医療体制の充実を初め、関西2,000万人府民・県民の皆様がドクターヘリの導入効果を最大限に享受できますよう京滋ドクターヘリの導入の実現、相互応援体制を初めとする効率的、効果的な運航体制の構築に全力で取り組んでまいり所存であります。

○議長（吉田清一）　最後に、花田健吉君に発言を許します。

花田健吉君。

○花田健吉議員　議長のお許しをいただきましたので、最後の質問者として一般質問をさせていただきます。皆さんもお疲れでしょうけれども、私も少し疲れておりますが、もう最後ですので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

ことしの夏は、原発が停止して初めての夏でした。電力会社にとって7月下旬から8月上旬の猛暑の夏、緊張の夏を何とか乗り越えたという感じですが、熱中症で亡くなられた方も多く、残暑もまだまだ厳しい中、引き続き予断を許しません。また、台風11号の襲来とその後の前線の停滞による集中豪雨で広島市を初め、全国各地で多くの方が犠牲になりました。心からお悔やみを申し上げますとともに、家屋の倒壊等甚大な被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

最近多発する集中豪雨は、化石燃料の燃焼によるCO₂の排出が地球温暖化に大きな影響を与え、気候変動を起こしていると推測する専門家もいます。西村議員が先ほどご質問がありましたが、少し重複しますが、このような状況のもと、関西広域連合がことし3月に「関西における望ましいエネルギー社会の実現に向けて」と題し、関西エネルギープランを策定し、環境に優しい再生可能エネルギーへの取り組みをまとめました。

私たちは、将来のエネルギー施策を計画し、実行することは大変大切なことですが、一方で、政治行政を付託された私たちは、現代の企業活動や住民生活への負担をできるだけ軽減するという現実的な政策も求められています。電力の安定供給と電気料金の高

騰抑制は、まさに政治に課せられた重要な課題であり、私たちは、現実的かつ整合性のある政策を冷静かつ客観的に進めていくことが大切であると考えます。

関西エネルギープランでは、2020年度、管内目標数値を太陽光発電は6倍に、再生可能エネルギーは全体で3倍にするという、非常に高い目標を定めましたが、その数値を達成することは今の進捗状況を見ても容易なことではありません。構成府県市は、公共用地の利用や農地の転用許可、林地開発許可、保安林の調整等積極的に関与し、このたび掲げた高い目標数値がかけ声で終わることなく、広く企業の参加を呼びかけ達成していく努力が必要と考えます。

そこで担当である松井委員にお伺いをいたします。

関西エネルギープランで示した再生可能エネルギーの目標数値をあと7年で達成することは可能だとお考えですか。

また、目標達成には、毎年それぞれの府県市が責任を持ってプランを進めていかねばなりません。一方、その進捗状況を検証し、達成できなかった場合、その原因を分析し、指導していく必要があると考えますが、いかがですか。

また、原発に近い自治体では、事故時の影響を危惧し、原発への関心が高いのは、よくわかりますが、電力の生産と消費差の大きい大都市やたくさん工場を擁する工業地帯は、今まで福井県の原発による電力の安定供給の恩恵を最も多く享受してきたところであり、福井県に対して納得のいく結論を導かなくてはなりません。電力大消費地でありながら、その多くの電力を他の地域に頼っている現状について、どのようにお考えですか。

また、現在、1,000キロワット以上の再生可能エネルギーが和歌山や兵庫県以外の府県市で進まないのはなぜでしょうか。今後、関西エネルギープランで示した再生可能エネルギーを推進するための実効性のある具体的な政策をお伺いいたします。

もう1点、先月末、電力会社10社のことし4月から6月の連結決算が公表されました。電気料金の大幅値上げや経費削減をした結果、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力は黒字となりましたが、北海道電力、関西電力、九州電力、沖縄電力は依然営業利益は赤字となっています。また、各電力会社の中で関西電力と九州電力の赤字が突出して大きいのですが、前年同期決算より赤字が278億円から398億円に大きくふえたのは関西電力だけあります。九州電力は、赤字563億円から281億円に減らしていますし、川内原発の再稼働が実現すると、さらに経営改善が見込まれることから、今後関西電力のみ電気料金を再値上げする懸念が強まりますし、関西電力もそれを否定していません。もし、関西電力管内の電気料金が再値上げされるとすれば、関西の企業や工場の生産性が大きく阻害され、経常利益が圧迫され、関西から電気料金の安い地域に移転流出しかねませんし、移転もできない企業、零細企業は倒産、廃業に追い込まれる可能性もあります。それは、雇用の創出や人口の流出にもつながり、関西全体が空洞化し、地盤沈下を起こすことになりかねません。私たちは、関西電力に対し、さらなる経費の削減や経営改善を進め、電気料金の再値上げによる電気料金格差が生じることのないよう、強く求めていかねばなりません。

このたび、大阪府・市も大阪エネルギー地産地消プランを策定され、再生可能エネルギーの普及拡大を目指すとありますが、国の買い取り価格が保障されている太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及拡大は、相関関係にある電気料金を今後さらに押し上げること

になります。

10月より太陽光発電の余剰電力買い取り制度の終了に伴い、一時的に家庭用電気料金は下がりますが、再生可能エネルギーの普及や石油天然ガス等の国際価格の高騰で、今後も電気料金は上がっていくと予想されています。中小企業の多い関西において、電気料金の高騰は、まさに死活問題であり、生活弱者と言われる高齢者や若い世帯の家計にも大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。原発依存度の高い関西電力の管内の電気料金の高騰から中小・零細企業の経営安定と競争力を保持するためのエネルギープランについて、お考えをお聞かせください。

○議長（吉田清一） 松井委員。

○広域産業振興担当委員（松井一郎） 関西全体のエネルギー政策についてお答えをいたします。

まず、関西エネルギープランにおける再生可能エネルギーの目標についてですが、お示しのとおり目標達成のためには、構成府県市がそれぞれの目標値の達成に向けて、地域特性に応じた施策を積極的に展開することが大事であり、関西広域連合として、構成府県市の達成状況や施策などを分析・共有することにより、相互に連携協力しつつプランに掲げた目標値の達成を目指してまいります。

次に、大都市における具体的な政策についてですが、議員お示しのとおり、府県域別に見ると、電力生産や電力消費の状況は異なっております。このため、例えば電力の大消費地である大阪府・市においては、この3月に具体的な数値目標と年次を設定した「大阪エネルギー地産地消推進プラン」を策定し、再生可能エネルギーだけでなく、コージェネレーションや畜電池といった地域分散型電源の導入を推進していくこととしておりまして、関西エネルギープランにも、その内容を盛り込んだところです。

都市部における再生エネルギーの導入に向けた具体的施策としては、例えば大阪府域では、下水処理場や廃棄物埋め立て処分場を利用した大規模なメガソーラー等、都市域の特性に応じた導入を着々と進めております。再生可能エネルギーの推進には、構成府県市がそれぞれの地域の特性に応じた取り組みを進めることが重要であり、さらに関西広域連合としてもさまざまな事業、施策の情報共有化を図るとともに、国にも必要な提案を実施してまいります。

最後に、再生可能エネルギーの普及拡大を初めとする新たなエネルギー社会の構築は、再エネ関連市場の拡大や省エネ節電ビジネス等の新たな市場の創出、さらには関西の高い技術力の集積を生かした新エネルギー産業の振興など新たな成長戦略につながるチャンスであると考えています。また、低廉で安全かつ安定した電力供給体制の確立に向けて、電力システム改革の早期実施等について、国へ提案を行っているところです。

関西で電力不足の不安なく、生活や経済活動ができ、関西の成長につながるものになるように、関西エネルギープランで掲げたさまざまな取り組みについて、関西広域連合と全構成府県市が連携して、着実に進めてまいります。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 次に、橋下委員が提唱されている原発からの撤退について、お尋ねいたします。

橋下委員は、さきの関西電力の株主総会で会長や社長を初めとする経営陣の交代、原発

からの撤退を求めるなど、大変厳しい発言をされているのをテレビで拝見いたしました。私も将来、原発への依存度をできる限り低くし、できればなくしていくことに反対ではありません。しかし、原発にかわるベース電源となるエネルギーの供給施策を示さず、電力大消費地の大阪市長でありながら、一方的に関西電力の再生可能エネルギー等の普及のおくれを追及したことに少し違和感を覚えました。なぜなら再生可能エネルギーの多くは、その特徴からベース電源となり得ず、関西電力としては安定供給に責任が持てないと判断しているからではないでしょうか。再生可能エネルギーで原発1基分を確保するためには、地熱発電所が35地点、小水力発電所が7,000カ所を設置しなければならず、関西のどこにそれらの発電所を設置するというのでしょうか。もし、原発からの撤退を実現しようとするれば、最も原発依存度が高い関西電力管内において、それにかわるベース電源となり得る新たなエネルギーの施策を早急に構築しなくてはなりません。電力の大消費地の市長であり、広域産業振興副担当でもある橋下委員のご所見をお伺いいたします。

○議長（吉田清一） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） ちょっと花田議員は、僕の見解を誤解されているところがあると思います。関西電力の株主総会に出席したのは、株主として出席をしまして、その主張は、民間会社がこの原発というものを動かすことは、もう撤退すべきだということを主張しました。これは株価に影響することにもなりますので、それを主張しました。国策でやるかどうかというのは別問題で、関西電力にはその点については何も言っておりません。民間会社として、もうこれ以上原発に依存することは早く撤退すべきだと。これ、一つはマーケット論と、それから日本のこの成熟した民主主義の中で、原発というものがこれからどんどん稼働していくかといえば、僕はそれはあり得ないと思っています。電力市場が自由化されて、そして何といても使用済み核燃料の最終処分地問題、これ政治が全く解決できておりません。こんな中で、原発だけに依存しているような経営体質というものは、僕はこれは続かないと思っています。そもそも原発に非常に依存している関西電力というものは、原発を動かさなければ赤字になってしまうという、普通の民間企業ではあり得ないことです。常に収入があることを前提とする経営なんていうのはあり得なくて、どこかでアクシデントが起きたとか、どこかで、いわゆる重要な収入源である原発がとまってしまった場合のリスクを全く関西電力は考えてなかったわけですね。僕は、2年前の株主総会でも、2年前にですね、2年後、原発がどんどん動いている状態なんていうことを想定して、経営方針を決めたら、これはえらいことになりますよと、2年前に言ったんです。たった2年ぐらいで、この成熟した民主国家である日本社会が原発の再稼働をどんどん許すような、そんな状況には僕は到底なるとは思っていませんでしたから、早くその原発依存から何か変えるような方策を打ち出してほしい。もう一つは火力です。あのLNGで高効率の火力を使っていけばいいわけですから、早くそっちのほうも考えてくださいと2年前に言ったんです。和歌山には、関西電力が重要な火力発電所をつくる場所がありまして、議員もご存じのとおりだと思いますが、LNGの370万キロワット、和歌山火力発電所、このような開発計画があるんですが、関電はこれを着工準備中ずっと延ばしているわけですよ。だから、これ370万キロワット、これつくれば、今ここまでの赤字見通しの状況にはなっていないと思います。ですから、僕は、また後の質問であるかもわかりませんが、基本的にはエネルギー供給体制を転換させていくという

方針を出していますが、この関電に対して追及したのは、民間会社がもう原発を動かせるような、それに依存した経営ができるような、そんな状況ではないので、早くそれはもう手を引くなり何なりして、新しい発電源を目指していくべきだと。大阪ガスなんていうのは、もう火力発電で、これ、経営をやっぺいこうというような方針も出しているわけですから、よく世間で言われるガスの輸入に対して3.6兆円お金が出ていく、出ていくなんて言っていますけれども、大阪ガスやガス会社は、このガスで火力発電を回して、十分経営が成り立つというふうな算段もしているわけです。そういうところも考えれば、関西電力は、もうこの今の原発のシステム、しかも大規模発電・大量送電の原発です。小規模や次世代型の原発については、またいろいろ議論があると思いますけれども、現在のその大規模発電・大量送電の商業原発からは早期に撤退すべきだというような意味で、あのような株主総会の主張をやったところです。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 ご答弁いただきました。民間会社が経営しているといっても、設置段階では国が関与しておりますし、完全に民間が勝手にやっているというような印象は私は持っておりませんが、でもちょっと次の質問の答弁もしていただいたような感じですが、ちょっと質問の項目に従って質問させていただきます。

原発再稼働に強く反対され、原発からの撤退を提唱されるということであれば、使用済み核燃料の最終処分地の選定とか今やっていますよね。福島の方で今ちょっといろいろ地方自治体といろいろありますけれども、そういう手順を具体的に示さなくてはならないと思います。使用済み核燃料の最終処分については、国及び電力会社を全て任せ、ただ傍観するというのではなく、原子力発電所を筆頭に豊富な電力の恩恵を受け、飛躍的に発展してきた大都市や工業地帯にも大きな責任が私はあると思います。原発立地地域住民にも思いを寄せ、原発廃止に向かうのであれば、使用済み核燃料の中間貯蔵や最終処分地の選定、方法について我々もその責任の分担を明確にして、真摯な議論を重ねていかねばならないと、そのように私は思いますが、今のちょっと答弁もいただいておりますけれども、お願いします。

○議長（吉田清一） 橋下委員。

○広域産業振興副担当委員（橋下 徹） 僕は、この使用済み核燃料の最終処分地問題、これが一番のメインのところ、エネルギー供給体制、転換していかなければいけないと。新興国、世界の、またよく引き合いに中国だとか、いろんなどころを出しますけれども、そこはそういう政治体制だからこそ、ある意味個々の住民の皆さんの意見を重視せずに、上からどーんと号令をかけて進めるなんていうような、そんな国家運営ができますけれども、日本はそれができませんので、僕は、東日本大震災の際の瓦れき受け入れを大阪市でやったんですけれども、もう大変でしたよ、これ。これは完全に安全な瓦れきなのに、これをやるだけで、もう2年も何年もかけて、もう大阪市の職員、疲弊しました。多分これ、使用済み核燃料の最終処分なんて、誰もこれをやる自治体は出てこないと思いますね。1970年、最初の大阪万博のときに原子力の灯をともしたらしいですけれども、それから45年たって、日本の政治は、この使用済み核燃料の最終処分地、誰も解決していないわけです。僕は、この40年間解決できなかった問題が、今後40年後に解決できるとはとても思えません。

今、議員から原発から撤退ということであれば、使用済み核燃料の最終処分地、手順を決めて、そこをきちんと決めていくべきだというご指摘がありました。もちろんそうです。原発というものから、手を引いていくということであれば、使用済み核燃料の最終処分地問題は決着しなければいけません。しかし、むしろ原発を動かしていくということであれば、よりそれ以上に使用済み核燃料の最終処分地問題は決着しなきゃいけないと思うんです。僕は、自分がこの立場に立っている以上は、これ以上、使用済み核燃料をふやさされると、とてもじゃないけれども、大阪市で受け入れるなんていうことは、特に大阪で受け入れるなんていうことは不可能だと思っています。

ですから、この使用済み核燃料の最終処分というよりも、原発政策についての問題は、この使用済み核燃料の最終処分の責任を地方が負っていないことですね。僕は、各都道府県、電力消費量に合わせて使用済み核燃料の最終処分をしっかりとやるという責任を決めるべきだと思っています。それをやれば、恐らく全国の自治体も地方議員の皆さんもこれ以上総量はふやさないでほしいという声になると確信をしています。

ですから、今、国会議員なんかで原発を推進しろ、推進しろなんて言っている国会議員、僕は日本維新の会でも議論しましたが、全く責任感ないわけです。自分のところで使用済み核燃料の最終処分をやるなんて思っていない国会議員が原発推進だ、原発推進だと言っているわけで、じゃあ、自分たちの地元で受け入れるというふうに手を挙げてくださいと日本維新の会の国会議員六十何名に言ったところ、誰もそれに手を挙げませんでした。いや、選挙前にそれを言うのはちょっと辛いとか、ぜひ、このような花田議員から建設的なご意見をいただきましたから、次の統一地方選挙には、ぜひ和歌山を初め、使用済み核燃料の最終処分地、うちに持ってくるんだということを声を上げていただいて、これは大阪でも言わなきゃいけないと思っているんですけども、そうすれば絶対に今の我々、公選職は、これ以上使用済み核燃料をふやさないでくれという声になると僕は思っています。この問題、非常に重要だと思っていますので、ぜひこれからも議論させていただきたいと思っています。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 言葉を返すようですが、和歌山県は10割今つくっているとしますと、その3割ぐらいが和歌山県は御坊火力、海南火力、水力、風力、たくさんの電力を輸出している県でありまして、申しわけないですけども、私どもは原発の電力を和歌山県民が1キロ分も使っているという認識はありません。まだむしろ私のところは輸出しているほうですから。そういう今さっきも橋下さんおっしゃいましたけれども、確かに地方としてもやったらいいと思いますよ。それでその今使ってきた大都市、工業地帯がやっぱりその責任を負うべきだと思いますよ。今の議論には、私は賛成ですから、ぜひ維新の会でも、それをやってくださいよ。和歌山県は和歌山県で、先ほどご提案がありましたように和歌山市に天然ガスの予定候補地があります。それは和歌山県議会も要請しておりますので、それは引き続き、また関西電力に我々も要請していきたいと思っています。

次に、移らせていただきます。

政府もマスコミを通じて、日中でもクーラーを入れるよう、今年はしました。熱中症で亡くなる方がたくさん出ました。私たちは将来の政治責任もありますので、住民の生命や生活、そして経済を守るという大きな責務を課せられているこの現実的な厳然たる事実が

ありますので、政治家として責任を果たしていかなくてはなりません。そのためには、安全基準を満たした原発の一定期間の再稼働を認めることは政治判断として選択肢の一つであり、排除してはならないと考えます。しかし、その原発再稼働も見通しの立たない現時点では、どうしても火力発電所に頼らざるを得ません。火力発電に頼るということは、他国へのエネルギー依存率が高まり、日本のエネルギー安全保障や経済の国際競争力の低下を招くと同時に、地球温暖化、気候変動に拍車をかけ、最近頻発する集中豪雨や竜巻のような異常気象が住民の生活の安全・安心を脅かすことにもなります。そもそもそれらの諸問題に対処するため、我が国は原子力で安全利用を国策として40年以上にわたり取り組んできたではありませんか。オイルショックやバブル崩壊という苦境を乗り越え、構築してきたエネルギーシステムをわずかな年月で劇的に変えることは、今の我々にできると思えません。現時点で原子力にかわる新しいエネルギーシステムへの転換に要する時間的余裕をつくり出せるのは、ほかならぬ安全基準を満たした原発の再稼働以外にないと考えます。

今後、安全基準を満たした原発の再稼働について、連合長のご所見をお伺いいたします。
○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 結論から申し上げますれば、私が判断すべき事柄ではない。私ではなくて、原発政策を推進してきた日本政府がきちっと判断すべき事柄だと、このように思っています。

広域連合としては、原発の再稼働につきましては、平成23年3月以降、大飯原発の暫定的な再稼働に向けた動きが具体化したときに、関西広域連合として繰り返し、専門的知見に基づく安全性の判断と防災対策の早急な整備を求めてきました。その原子力規制委員会の設置などの動きに際しましても、その早期設置、世界最高水準の安全基準の策定、さらには大飯原発のバックフィット等についても繰り返し申し入れを行ってきました。

現在国では、原子力規制委員会において、新規制基準に基づき、厳格な安全性審査が行われているものと理解しています。さらに未整備の30キロ圏外の対策や広域避難対策などにつきましても、国に対して、繰り返し申し入れをいたしてまいりました。私たちも関西防災・減災プラン原子力災害対策編や広域避難ガイドラインの策定に取り組んできました。関西電力の大飯原発、高浜原発については、現時点では、原子力規制委員会の適合性審査の結果は出ていません。今後、審査において、安全だという評価がなされれば、再稼働の判断は一義的に政府の判断と地元の合意によるものと考えております。関西広域連合としては、政府の判断の妥当性について、重大な関心を持って、その動向を注視して今後もまいります。冒頭申し述べましたとおりでございます。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 次に、原発以外の水力や火力発電の誘致についても、それぞれの地域が安易に賛成を受け入れてきたわけではありません。発電所設置には、それぞれの地域で膨大な時間と議論を費やし、合意するまで血のにじむような関係者の努力の結果、ようやく設置に至った過去の経緯があります。水力発電所は、ダム建設により、住みなれた故郷を離れ、集落は消滅し、現在も河川周辺の環境汚染に悩んでいます。火力発電所もいろんな被害想定について、まちを二分し、地域社会が崩壊するほど、厳しい議論がなされました。今日も既に40年も経過した老朽化の進む火力発電所が法定点検を延長し、フル稼働状

態であります。近隣住民は、事故や故障が起きないのか大変心配しています。

再生可能エネルギーにおいても、風力発電は、騒音と低周波のおそれについて、近年、訴訟にまで発展しかねず、太陽光発電は、将来大量に出るパネルの産廃処理問題、バイオマス発電は悪臭等問題になっています。我々は、今まで経済の発展や生活の利便性を高めてくれる電力を地方の一地域に、その多くの負担を求めてきました。しかし、その地域には、その電力を生かせる大企業や工業地帯はなく、経済発展に欠かせない新幹線や住民の公共交通機関である地下鉄もなく、若者は都会に流出し、過疎化と少子高齢化がとまりません。

このような都市と地方の格差について、電力を他府県に多く輸出している仁坂副連合長のご意見をお伺いいたします。

また、現在、自然エネルギー発電の導入に大変積極的に取り組まれています。その政策目標と具体例をお答えください。

○議長（吉田清一） 仁坂副広域連合長。

○副広域連合長・広域職員研修、広域農林水産担当委員（仁坂吉伸） 本県においても、老朽化してとまっていた火力発電所や、水力発電所は老朽化してありませんが水力発電所などが稼働されて、県内電力消費量の2.9倍の電力を発電しておいて、多くの電力を他府県に輸出している状況でございます。ちなみに、現在では、次が福井県で2.1倍、その次が兵庫県で1.4倍でございます。逆のほうは申し上げません。何せ老朽発電所というか、発電設備でございますので、もちろんきちんとした安全審査をしていて、我々もそれは、このリスク水準だったら大丈夫だろうと思って認めているわけですが、リスクが高いというふうに思います。そういう意味では、議員がおっしゃるようにどきどきしながら運転をしてもらっているという状況ではないかと思えます。

また、ちょっとおっしゃいましたけれども、現在では、少しおさまっておりますけれども、かつて和歌山では、火力発電所のばい煙で梅が枯れるという大変な論争が起こって、県を二分するような騒ぎになったときもありました。そういう状況で、苦勞して、電力を起こして、それで他県に送って、それで今度ひょっとしたら値上げが来るかもしれないなあと、関西電力が値上げをせざるを得なくなったら、和歌山県の県民も同じように値上げされちゃうなあというようなことをいろいろ考えると、余り愉快ではなくて、これまで原発を動かしてもらって、関西に電力をどんどん供給して下さっていた福井県知事の気持ち少しはわかるなあというような気持ちでおります。

さらに自然エネルギーにつきましては、究極的にいろいろ分析すると、議員ご指摘のように、ひょっとしたら電力料金がむちゃくちゃ上がるかもしれないというような構造にはあるんですけれども、まだそこまでは量的にもいかないし、和歌山県では豊富な日照時間や森林資源など、本県が持っているいい特性がありますから、今の制度というのを利用して、太陽光発電、風力発電、あるいは木質バイオマス利用、小水力発電など、やれるものは何でもやろうというふうに考えてやっております。

現在、全体としては、1,000キロワット以上の発電所について集計をいたしますと、実は、これは関西というのは経産局単位なので、近畿の経産局ベースの近畿の地方で約半数、50%が和歌山で発電されています。メガソーラーが11カ所、1万6,000キロワット、これは兵庫県に次ぐ規模であります。それ以外に、計画が8カ所、約7万4,000キロワット、

それから風力は現在断トツで56基、約7万5,000キロワットが設置されておりまして、もちろん近畿で断トツです。それ以外に56基、約14万2,000キロワットの計画が進められておるんですが、例えばこの風力だけ全部できたとしても大飯の3・4号機の7分の1ぐらいしかないわけでありまして、全体としては、まだまだ足りないなあというようなところはああると思います。しかも、この新しい発電、新電力についても、実は風力については、低周波の影響で健康を損ねるという話が大分強くなってきまして、大問題になりそうなのところもあるし、自然環境や景観との関係で、どこかにやっぱり限界が出てくるということは否めないというところだと思っております。

しかしながら、世のため、人のためでございますので、我々としては少なくとも当分は大いに県民を説得して、推進してまいりたいと思っておりますし、また次世代のエネルギー資源として有望な表層型のメタンハイドレートについても県独自で調査をしたり、あるいは海流ですね、これは黒潮ですが、その可能性を探ってみようというような努力も県独自でやっているところでございます。少しでもそういうことで供給量がふえればいいということで、県を挙げて努力していきたいと思っております。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 ありがとうございます。

先ほだちょっと橋下委員のときにも申し上げましたベース電源という再生可能エネルギーというのが微妙に重なっているところもありますし、再生可能エネルギーがベース電源の全てになり得るということは、これはあり得ませんので、その辺はこれから議論を深めていきたいと思っておりますけれども、ちょっと時間も迫りましたので、次に移らせていただきたいと思っております。

近い将来、南海トラフの巨大地震や東海・東南海・南海地震が発生し、大津波が関西広域圏に襲来することは、既にご承知のとおりであります。しかし、現在、関西電力の主力である火力発電所のほとんどは太平洋側に面した海岸に配置されています。巨大地震による大津波は、これらの火力発電所に甚大な被害を与え、復旧に数カ月の期間が必要と想定されています。

そこで私たちは、将来の津波災害に備え、発電所の強化及び分散化や新しい発電システムの開発を進めなくてはなりません。今、仁坂副連合長からメタンハイドレートや海流発電等の新エネルギーの開発に和歌山県は独自に研究に取り組んでいるとお伺いいたしました。兵庫県も既にメタンハイドレートの研究に熱心にお取り組みをいただいておりますが、発電所の分散化の観点から、関西電力管内の関西広域連合で、日本海に面している兵庫県と京都府に新エネルギーの研究開発も期待をいたしております。

しかし、発電所の強化や分散は、すぐにはできませんし、まして新しいエネルギー開発には研究から実用化まで長い期間と莫大な費用を要しますから、地方の一自治体では到底対応できません。

そこで、関西広域連合として、国と危機意識を共有し、いずれやってくる南海トラフ地震や東海・東南海・南海地震と巨大津波に備え、まず発電所の強化と分散化を進め、同時に将来の新エネルギーによる多様化と蓄電方法の開発等、新しい電力システムの構築に早急に着手する必要があると考えますが、連合長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田清一） 井戸広域連合長。

○広域連合長・広域防災担当、資格試験・免許等担当委員（井戸敏三） 発電所につきましても、リスクの分散をまず考えておく必要がある。そして、今後につきましては、電源の多様化、多元化ということの基本にして進めていく必要がある。ただ、ベース電源が非常に重要なご指摘でありまして、ベース電源を何にするのかというのが非常に重要な課題ではないかとは思っています。そのような意味で、国や電力事業者や構成府県と危機意識を共有して対応していかなければならないと思っております。

関西防災・減災プランの中でも防災基盤とともに、電気などのライフライン関係施設について、事業者に対し、その危機管理を強調させていただいております。関西電力でも一定の分散配置と国の対策方針に沿った防災対策等を進めてこられたと承知しておりますが、南海トラフ地震に対して関連する火力発電所が立地する構成府県と情報を共有しながら、被害想定や対策の検討を行ってまいります。

また、国においては、昨年11月に改正した電気事業法の中で、大規模災害時における電力の広域的な応援融通を促進するという観点を含めて、電力の広域的運営推進機関の創設を定められています。これらもそのようなリスク分散、リスク管理の一つの方策にもなるかと思っております。

関西広域連合としましても、このリスク分散と電源の多様化、この観点を基本としながら、さらに危機意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田清一） 花田健吉君。

○花田健吉議員 ことは、もう戦後69年たちました。その第二次世界大戦で、初めて原子力が戦争の武器として広島と長崎に使用され、我が国が世界唯一の被爆国になったことは痛恨のきわみであります。原発被害に遭われた方々の苦しみや心の傷は、今なお深く、お慰めの言葉もありません。戦後、その原子力の平和事業や開発が進み、その最たるものが原子力発電所ということでありました。しかし、福島原発事故のように、一旦事故が起こり、制御不能に陥ると大変なダメージを地域に与えることも事実であります。私たちの生活で、最も身近でなくてはならない電気を一地域に頼ってきた過去を振り返り、そして、これからもその電気の恩恵を受け続けて暮らしていかなければならない全ての国民が我が事として真剣に考えなくてはならないときに来ていると考えます。英知の限りを尽くし、今を生きる人々も未来を生きる子供たちも平和で安心して幸せに暮らせることができる社会を構築することが我々の責務であるということを改めて申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清一） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第6

第10号議案（討論・採決）

○議長（吉田清一） 次に、日程第6、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより第10議案について、採決に入ります。

採決の方法は起立により行います。

ただいま採決に付しております第10号議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（吉田清一） 御着席願います。
起立全員であります。
よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。
-

日程第7

第9号議案（総務常任委員会付託、閉会中の継続審査に付する件）

- 議長（吉田清一） 次に、日程第7、第9号議案を議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております第9号議案については、総務常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田清一） ご異議なしと認め、さよう取り扱います。
-

日程第8

議員派遣の件

- 議長（吉田清一） 次に、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、関西広域連合議会会議規則第110条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田清一） ご異議なしと認め、さよう決めます。
-

- 議長（吉田清一） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

なお、今後、閉会中の継続審査のほか、本部事務局、各分野事務局の所管事務等の調査について活動を行っていくことといたします。

これをもって本日の会議を閉じ、平成26年8月関西広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後6時20分閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年10月11日

議 長 吉 田 清 一

議事録署名人 花 田 健 吉

同 伊 藤 保